令和５年第１回定例会
五ヶ瀬町議会会議録

開　会　令和　５年　３月　２日
閉　会　令和　５年　３月１７日

五ヶ瀬町議会

１日目

令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会会議録

（初　　日）

令和５年３月２日

○ 会議に付した事件

日程第　１．　　会議録署名議員の指名

日程第　２．　　会期の決定について

日程第　３．　　諸般の報告

日程第　４．　　行政報告

日程第　５．　　議案第１号
　五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について

日程第　６．　　議案第２号
　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第　７．　　議案第３号
　財産の処分について

日程第　８．　　議案第４号
　特に重要な公の施設の廃止について

日程第　９．　　議案第５号
　五ヶ瀬町個人情報保護施行条例の制定について

日程第１０．　　議案第６号
　五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定について

日程第１１．　　議案第７号
　五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について

日程第１２．　　議案第８号
　五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について

日程第１３．　　議案第９号
　五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第１４．　　議案第１０号
　五ヶ瀬町職員の再任用に関する条例の廃止について

日程第１５．　　議案第１１号
　五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第１６．　　議案第１２号
　五ヶ瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第１７．　　議案第１３号
　五ヶ瀬町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正について

日程第１８．　　議案第１４号
　五ヶ瀬町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について

日程第１９．　　議案第１５号
　五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第２０．　　議案第１６号
　五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第２１．　　議案第１７号
五ヶ瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第２２．　　議案第１８号
五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第２３．　　議案第１９号
公の施設に関する条例の一部改正について
日程第２４．　　議案第２０号
五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第２５．　　議案第２１号
五ヶ瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第２６．　　議案第２２号
五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第２７．　　議案第２３号
五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について
日程第２８．　　議案第２４号
五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第２９．　　議案第２５号
五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について
日程第３０．　　議案第２６号
令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について
日程第３１．　　議案第２７号
令和４年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について
日程第３２．　　議案第２８号
令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第３３．　　議案第２９号
令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について議案第３０号
日程第３４．　　議案第３０号
令和４年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第３５．　　議案第３１号
令和４年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について
日程第３６．　　議案第３２号
令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について
日程第３７．　　議案第３３号
令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
日程第３８．　　議案第３４号
令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
日程第３９．　　議案第３５号
令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について

日程第４０．　　　議案第３６号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
日程第４１．　　　議案第３７号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第４２．　　　議案第３８号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
日程第４３．　　　議案第３９号
　　　　　　　　　　町道の認定及び廃止について

○ 出席議員（７名）

１　番	甲斐　義則	議員		２　番	小笠原　将太郎	議員
３　番	田中　春男	議員		４　番	太田　保義	議員
５　番	渡邊　　孝	議員		６　番	佐藤　成志	議員
９　番	甲斐　政國	議員				

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長　小迫　幸弘
教育長　渡木　秀明
監査委員　後藤　栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副町長	濵川　哲一	農林課長	増永　稔
総務課長	田原　昭生	建設課長	廣本　憲史
企画課長	北島　隆二	会計室長	垣内　広好
町民課長	齊家　晃	教育次長	菊池　光一郎
福祉課長	武内　秀元	病院事務長	奥村　和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤　重喜	書記	那須　香織

午前９時58分開会

〇事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。御着席ください。

〇議長（甲斐　政國君）　ただいまから令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

御報告します。本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、事前に申請許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

〇議長（甲斐　政國君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、１番、甲斐義則議員、２番、小笠原将太郎議員を指名します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．会期の決定について

〇議長（甲斐　政國君）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１７日までの１６日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１７日までの１６日間に決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．諸般の報告

〇議長（甲斐　政國君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和４年１２月から令和５年２月までの例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

次に、令和５年２月２７日付、受理番号第２号、鞍岡原目地区より連名にて提出のあった鞍岡原目地区の町水道整備に関する嘆願書につきましては、お手元に配付しております写しのとおりであります。

本件については、総務農林常任委員会に付託しました。

これで、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．行政報告

〇議長（甲斐　政國君）　次に、日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　行政報告。令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、昨年１２月定例会以降の行政経過について御報告を申し上げます。

まずは、先月１６日にお亡くなりになられました綾健一様の御冥福を心からお祈り申し上げます。

綾さんは独自の視点で物事を捉えられ、経験豊富な中からいろんなお話をいただき、大変勉強になりました。私もいろいろと議論をさせていただきましたが、そのことを今後に生かしていかなければならないと考えております。

なお、綾さんに加え、この冬はふだんの年より、たくさんの方がお亡くなりになっている、そういう思いがいたします。

さて、９月の台風１４号、災害復旧対策の状況です。

災害から約半年、担当課はもとより、国・県からの技術的な支援、測量設計コンサルタント会社の皆さんの御協力を得て査定を終え、発注をする段階でございます。本当に厳しい半年間でありましたが、全復旧までにはまだまだ遠い道のりがあると感じております。

全体の状況は、１１月の下旬からの農地農業用施設の査定から始まり、２月１０日までの土木の査定をもって査定は終わっているところでございます。農林課、建設課関係の補助災害、全体では３９７か所、２８億6，０００万円となってございます。復旧には建設業の皆さんに頑張ってもらうしかありませんが、建設業者の数も限られ、大変厳しい状況から事業者の方々にお集まりいただき、今後の対応について意見交換をさせていただきました。様々な御意見を伺いながら、町民のために共に全力を尽くして復旧を目指すことを確認し、町としては御意見を参考に計画的な発注を行い、建設業の皆様に御協力いただきながら早期復旧に努めていく所存です。補正予算、当初予算でも関連予算を提出しております。

次に、町有林の売却、町有地の売払いについてであります。

町の財産の積極的活用の一環として、伐期を迎えた町有林の売却を行いました。本議会議案で御報告をいたします。今後も計画的に売却を進めてまいります。

また、定住促進のための住宅建設を目的とした町有地２区画の売払いも実施いたしました。今後も定住施策として適時において実施をしてまいります。

次に、コロナウイルス感染症でこれまで中止などとなっておりましたイベント、行事でありますが、いろいろ御検討された結果として、年頭には商工会主催の新春交歓会が開催され、５日には消防始め式も挙行されました。

１月中旬、古戸野神社夜神楽にも参加をし、そして２月１９日には、歴史ある第５３回町民駅伝競走大会も開催されました。雨の降る中、頑張る選手の姿や、それを応援する町民の方々を見て、やはり当たり前のことが当たり前にあることが、いかに大切かを実感をいたしました。町民の皆さんが顔を合わせることでの連帯感を肌で感じることができました。

新型コロナウイルス感染症も、ここに来てようやく収まりつつあり、５月には感染症２類から５類へと格下げとなり、３月１３日からはマスク着用も個人の判断に委ねられるようになります。全部が元に戻るということはないと思いますが、町としてもイベント、行事等の積極的な開催を行いながら、地域での行事、イベントもコロナ禍前の状況に戻れるよう支援をしていきたいと考えております。

次に、病院統合再編についてであります。

いよいよ新たな体制でのスタートまで、あと１年余りとなりました。病院はどうあるべきか、どう残していくべきかの議論から、西臼杵３公立病院の統合再編の道を選択し、それぞれの病院が機能を分担し、将来にわたって、この西臼杵で安心して暮らしていける体制づくりを目指し、現在、西臼杵地域公立病院統合再編準備室を中心に、各ワーキンググループにおいて課題の整理をして必要な検討を行っております。

令和５年７月から、先行して高千穂町と日之影町の病院が入院機能の再編をいたしますし、統合再編準備室が西臼杵広域行政事務組合へ移管されるなど、具体的な動きも出てきます。住民の皆様には、これまで同様、適時、情報提供をしてまいります。

次に、高速道路関連ですが、町内での工事発注も随時行われておりますが、この間、多くの機会を得て、県や延岡河川国道事務所、九州地方整備局への陳情や働きかけを積極的に行ってまいりました。これまでの既存組織での陳情に加え、予算確保のためには工事実施中の西臼杵３町の結束した行動が、これまで以上に効果的だとの実感も得ております。今後も民間団体との連携も進めながら、適時を逃すことなく、強力に取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について、条例の制定・一部改正、令和４年度一般会計補正予算、令和５年度当初予算等、たくさんの議案を提出しております。慎重なる審議を頂き、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告といたします。

○議長（甲斐　政國君）　これで行政報告は終わりました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

<u>日程第５．議案第１号</u>

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第５、議案第１号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第１号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定に基づき、議会の同意を得て任命することになっております。

このたび、現教育委員の松本貴子氏が令和５年３月２５日をもって退任されることとなり、新たな教育委員として藤善小百合氏に御尽力いただきたく要請をしましたところ、内諾を得ましたので、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和５年３月２６日から令和９年３月２５日までの４年間となります。

藤善小百合氏の略歴は、お手元の資料のとおりでありますが、人格、識見ともに、本町の教育行政に携わっていただく者として適任者と考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第１号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第６．議案第２号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第６、議案第２号固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第２号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由

の御説明を申し上げます。

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によります選任であります。

大字鞍岡、岩野秀子氏を再任いたしたく、地方税法４２３条第３項の規定により提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間となっております。

岩野氏の略歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第２号固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

────────────・────・────────────

日程第７．議案第３号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第７、議案第３号財産の処分についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第３号財産の処分について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、予定価格７００万円以上の不動産の売払いにつきましては議会の議決が必要であります。

今回御提案するのは、大字鞍岡字谷頭８７６番地４ほかの立木約３，０００立方メートルの売買契約であります。この売買につきましては、町内の住民登録をしている個人または事務所を有

する法人等を対象に令和４年１２月２３日から令和５年１月２０日まで公募を行い、その結果、大字１４９２番地１、有限会社平川木材平川裕一氏が１，５４０万円で買受者となり、仮契約を行いました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第８．議案第４号

〇議長（甲斐　政國君）　次に、日程第８、議案第４号特に重要な公の施設の廃止についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　議案第４号特に重要な公の施設の廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第２４４条の２第２項の規定及び公の施設に関する条例により、特に重要な公の施設の廃止については、議会において出席議員の３分の２以上の者の同意を得なければなりません。今回提案するのは、五ヶ瀬町国民健康保険病院附属鞍岡診療所の廃止であります。

当該施設は、現在、診療所としての役目を終え、住民の用に供されることがなくなっております。このため、公の施設から削除するに当たり、特に重要な公の施設として廃止が必要となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　只今、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第９．議案第５号

日程第１０．議案第６号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第９、議案第５号五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第１０、議案第６号五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定についてまでの２件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第９、議案第５号から日程第１０、議案第６号までの２件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本２件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第５号五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、個人情報保護事務について、これまで市町村においては条例に基づき行っていたものが、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和５年からは法に基づき事務を行うこととなったため、五ヶ瀬町個人情報保護条例を廃止し、法施行に関し必要な事項を定めた条例を新たに制定するものであります。

本条例では、開示請求に係る手数料と個人保護審査会について定めており、内容は従前のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第６号五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、原則６０歳を超える職員の降給に関する取扱いについて制度化することとされていることから、本条例を制定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本２件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本２件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１１．議案第７号

日程第１２．議案第８号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第１１、議案第７号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正についてから、日程第１２、議案第８号五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正についてまでの

２件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第１１、議案第７号から日程第１２、議案第８号までの２件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本２件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第７号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、町行政組織を町民に分かりやすい組織とすること及び業務の関連性を鑑み、地籍調査業務を現行の農林課から町民課へ業務移管することを目的として、本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第８号五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、さきに提案しました議案第５号五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、これまで五ヶ瀬町個人情報保護条例を参照していた条文を、個人情報の保護に関する法律を参照するよう改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本２件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本２件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１３．議案第９号

日程第１４．議案第１０号

日程第１５．議案第１１号

日程第１６．議案第１２号

日程第１７．議案第１３号

日程第１８．議案第１４号

日程第１９．議案第１５号

日程第２０．議案第１６号

日程第２１．議案第１７号

日程第２２．議案第１８号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第１３、議案第９号五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正についてから、日程第２２、議案第１８号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの１０件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第１３、議案第９号から日程第２２、議案第１８号までの１０件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本１０件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第９号五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和３年国家公務員法等改正法により国家公務員の定年が引き上げられたことに伴い、同年、地方公務員法が改正され、地方公務員においても国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例を整備するよう総務大臣から通知されたところです。

これにより、本町においても職員の定年を国同様に段階的に引上げ、６５歳とする旨、必要な事項を整備するために本条例の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１０号五ヶ瀬町職員の再任用に関する条例の廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度に移行することから、本条例を廃止するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１１号五ヶ瀬町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度に移行することから、関連字句を整備するために、本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１２号五ヶ瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度に移行することから、地方公務員法の引用条項を整備するために本条例を

改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１３号五ヶ瀬町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、原則６０歳を超える職員の降給に関する取扱いについて制度化することとされていることから、関連規定を整備するために本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１４号五ヶ瀬町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、原則６０歳を超える職員の降給に関する取扱いについて制度化することとされていることから、関連規定を整備するために本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１５号五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度に移行することから、関連字句及び引用条項を整備するために本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１６号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、管理監督職の勤務上限年齢に係る制度を整理することとされたこと及び現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度に移行することから、関連規定、関連字句及び引用条項を整備するために本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１７号五ヶ瀬町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、管理監督職の勤務上限年齢に係る制度を整理することとされたことから、関連規定を整備するために本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第１８号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本町の一般職の定年を引き上げることに伴い、６０歳を超える職員の給与に関する事項の整備を行うこと及び現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度に移行することから、関連規定字句を整備するために本条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本１０件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本１０件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２３．議案第１９号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第２３、議案第１９号公の施設に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第１９号公の施設に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、その設置目的を果たし、住民の用に供されることのなくなった五ヶ瀬町国民健康保険病院附属鞍岡診療所、五ヶ瀬町坂本へき地診療所及び五ヶ瀬町桑野内へき地診療所の処分に伴い、公の施設から削除するものであります。

また、耐用年数を経過した杉の谷団地を、公営住宅法に縛られない住宅の管理・運営が可能な一般住宅へ転用することに伴い、名称等の変更を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２４．議案第２０号

日程第２５．議案第２１号

日程第２６．議案第２２号

〇議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第２４、議案第２０号五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第２６、議案第２２号五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの３件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第２４、議案第２０号から日程第２６、議案第２２号までの３件は、これを一括議題にすることに決定しました。

本３件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　議案第２０号五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成２６年内閣府令第３９号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２１号五ヶ瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成２６年厚生省令第６１号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２２号五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成２６年厚生省令第６３号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　ただいま、本３件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本３件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２７．議案第２３号

日程第２８．議案第２４号

日程第２９．議案第２５号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第２７、議案第２３号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正についてから、日程第２９、議案第２５号五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正についてまでの３件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第２７、議案第２３号から日程第２９、議案第２５号までの３件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本３件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第２３号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、栗の谷地区の供用開始に伴い、給水区域の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２４号五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、健康保険法施行例の一部を改正する法律の施行に伴い、出産に係る経済的負担を軽減するために出産一時金の基本額を４０万８，０００円から４８万８，０００円に引き上げることで、支給額の総額を５０万円にするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２５号五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、杉の谷団地を公営住宅から一般住宅に転用するに当たり、条例から削除するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本３件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本３件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめ

ることに決定しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３０．議案第２６号

日程第３１．議案第２７号

日程第３２．議案第２８号

日程第３３．議案第２９号

日程第３４．議案第３０号

日程第３５．議案第３１号

〇議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第３０、議案第２６号令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）についてから、日程第３５、議案第３１号令和４年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）についてまでの６件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第３０、議案第２６号から日程第３５、議案第３１号までの６件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本６件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　議案第２６号令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末に向けて各事務事業が確定しつつあることによる予算の調整で、増額の主なものとしては、国民健康保険病院事業繰出金、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金、第三セクター運用資金補助金、坂本小学校グラウンド災害復旧工事費で、減額の主なものは、民間活力による住宅供給事業補助金、地籍調査委託料、スキー場関連工事費、災害復旧費の減額が大きなものとなっています。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ９，１５０万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６０億３，６００万円とするものです。

それでは、１ページ、第１表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明をします。

地方交付税は、普通交付税を４，６４３万２，０００円追加いたします。

分担金及び負担金は、農地災害復旧費分担金の減額が主なものです。

国庫支出金は、介護保険基盤安定負担金、公立学校施設災害復旧費国庫負担金の増額、公共土木施設災害復旧費負担金の減額が主なものです。

県支出金は、各種農業費補助金の減額、林業費補助金及び農林水産業施設災害復旧費補助金の減額が主なものです。

次に、３ページの歳出の主なものについて説明します。

総務費では、財産管理費の民間活力による住宅供給事業補助金の減額が主なものです。

民生費では、老人福祉費の後期高齢者医療広域連合療養費負担金の減額、児童福祉総務費の出産・子育て給付金の増額が主なものです。

衛生費では、診療所費の西臼杵３公立病院統合再編準備室負担金、国民健康保険病院事業繰出金を増額しております。

農林水産業費につきましては、農業振興費、地域農政対策事業費、地籍調査費において事業実績に伴う各種補助金、委託料の減額となっております。

また、林業振興費は、有害鳥獣捕獲に伴う鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金は増額していますが、その他の各種補助金につきましては、事業実績に伴い減額をしております。

商工費は、商工振興費の第三セクター五ヶ瀬ハイランド運営資金補助金の増額と、森林公園事業費のスキー場営業中止による各種予算の減額となっております。

土木費は、補助事業関連の予算の組替えが主なものです。

教育費は、事業実績に伴う各種予算の減額となっております。

災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費について、災害査定による各種予算減額が主なものとなっており、教育施設災害復旧費につきましては、坂本小学校グラウンド災害復旧工事費を新たに計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２７号令和４年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ４０９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億２０６万８，０００円とするものであります。

まず、１ページの歳入については、主なものとして、需要費、光熱水費及び繰出金の増加により、繰入金及び町債を増額するものであります。

次に、２ページの歳出につきましては、主なものとして、水道施設電気料及び水道施設災害復旧に係る簡易水道事業負担分の増額により、需要費、光熱水費及び繰出金等を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２８号令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，３２８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億１，６４８万１，０００円とするものです。

予算書１ページの歳入について説明をいたします。

県支出金は、保険給付費等交付金の増額によるものです。

繰入金は、歳出における人件費の増額に合わせて一般会計からの繰入金を増額しております。

次に、２ページの歳出について説明いたします。

総務費については、人件費に係る増額です。

保険給付費は、一般被保険者の療養給付費の増額であります。

諸支出金は、国民健康保険病院事業会計繰出金の増額です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第２９号令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の増額を行うものであります。

議案書１ページを御覧ください。

予算第３条に定めました収益的収入及び支出のうち、病院事業収益の医業収益中、入院収益を２８１万8，０００円減額し、町負担金を３８８万5，０００円増額し、医業外収益中、町負担金を１２０万8，０００円、国保事業勘定繰入金を９９万3，０００円増額し、病院事業収益の総額を6億4，６２０万4，０００円とするものです。

次に、議案書２ページを御覧ください。

病院事業費用の医業費用中、給与費を３８４万円増額し、経費を１００万円減額し、特別損失中、過年度損益修正損失を４２万8，０００円増額し、病院事業費用の総額を6億4，５２０万4，０００円とするものです。

次に、議案書３ページを御覧ください。

予算第４条に定めました資本的収入及び支出のうち、資本的収入中、町負担金を3，４８５万9，０００円増額し、繰入金中、国保事業勘定繰入金を6万1，０００円減額し、資本的収入の総額を5，２９９万6，０００円とするものです。

次に、議案書４ページを御覧ください。

資本的支出中、建設改良費の機械及び備品購入費を３５０万円増額し、資本的支出の総額を7，８３3万8，０００円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第３０号令和４年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、保険給付費及び地域支援事業費の減額が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1，７０１万6，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3，７６１万3，０００円とするものです。

１ページの歳入から御説明をいたします。

国庫支出金は、介護給付費負担金の減額が主なものです。

支払基金交付金については、介護給付費に係る交付金の減額が主なものです。

県支出金は、地域支援事業交付金の減額です。

繰入金は、低所得者保険料軽減分についての一般会計繰入金の増額が主なものです。

繰越金につきましては、前年度繰越金を全額計上しております。

次に、２ページの歳出について御説明をいたします。

総務費は、人件費の増額及び認定審査会負担金の減額です。

保険給付費につきましては、給付費が抑えられたことによる減額です。

地域支援事業費につきましては、不用額についての減額が主なものです。

諸支出金につきましては、第１号被保険者の保険料還付金についての増額です。

予備費につきましては、調整額を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第３１号令和４年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１２３万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5，８６９万1，０００円とするものです。

１ページの歳入から御説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の保険料負担金に合わせ増額をしております。

一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定額に合わせ減額をしております。

次に、２ページの歳出について説明をいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入に合わせて増額をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本６件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名、ページ名を示して発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。一般会計補正予算の２０ページにあります。まず、児童福祉総務費の中の扶助費、出産・子育て給付金ということで１６５万円の計上がなされております。また、その下にあります会計年度任用職員の報酬として１０９万2，０００円、給与として３０万6，０００円ということで上がっています。それぞれについて、ちょっと内容の説明をお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　福祉課長。

○福祉課長（武内　秀元君）　福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

まず、児童福祉総務費の扶助費でございますが、これは国の補正予算において、昨年の４月１日に遡って、妊娠の届出時に５万円の給付、それから出産の届出時に５万円の給付ということで、今年度予定の妊娠届出をされた１８名の分と出産の届出が１５名分ということで１６５万円ほど予算計上をしているものでございます。

それから、児童福祉施設費の報酬ですが、報酬と給料、それぞれ会計年度任用職員さんがちょっと予算が足りなくなったといいますか、正規職員が病休とかで休んでいる部分で、ちょっと勤務日数が増えたということでございます。

以上です。

○議員（６番　佐藤　成志君）　分かりました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。議案第２６号令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）、２５ページ真ん中ほどに商工振興費ということで、負担金補助及び交付金の中に第三セクター運営資金補助金ということで８００万。この件に関しましては、先ほど議員の全員協議会の中で、町長、担当課長、そして担当職員から御説明を受けまして、その内容については十分承知をしたとこであります。

ですから、質問というよりも、ちょっとこれはお願いという形になろうかと思いますが、個人的に、この木地屋も別のワイナリーも残していかなければならない施設であると私は思っております。ですからこそ、今までもこういった議場の中で厳しい議論をさせていただいた経緯があります。ですから、しっかりと会社側のほうに短期的にも長期的にもですね、今度コロナが２類から５類に引下げになれば、営業活動もかなりしやすくなるのではないかと思います。ですから、しっかりそういった計画を、営業計画を、しっかり立てていただいて、私たち議会のほうにもですね、その計画の内容また進行状況も、しっかり説明をしていただきたいなと思います。

私一個人としてもですね、この議場の中でも何度も言わせていただきましたけれども、やはり私１人の次元としても、手弁当でもいいから営業活動をやっていきたい、やっぱりこの執行部側、議会側が、一緒にこの施設を守っていく、継続していくということが大事だろうと思いますので、その辺を会社側にしっかりとですね、報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議員からのお願いといいますか、御意見を頂いたところです。

まさにそのとおりだと思っておりまして、今現在、特に営業ができております木地屋につきましては、まさに、じゃあこの春先の営業、それから５月連休、それから合宿、さらには去年はや

はりコロナでいろんな影響を受けましたけれども、例えばビアガーデン等々これまで営業しておりましたが、今回はまさにそういったものを全て先取りをしてですね、営業をかけていくということで、ほかにも、例えばレストランの何ですかね、法事の活用とか、いろんなものをそれぞれ会社のほうでですね、提案をいただいておりまして、それを具現化して取り組んでいくぞということを、まさに、今やっておるところでございます。

手をつけられるところということで、何でもということではありませんが、その地の利を生かすということで、キャンプも集客するということで、キャンプで御利用いただいているお客さんも既にいらっしゃるということで、いろいろ取組をですね、できる取組をやっていくということを、みんなで今まさに計画をしております。

ぜひぜひ、また議員の皆様には御報告できる機会を得てですね、また御報告したいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。

今町長言われたようにですね、私たちもしっかり応援していきますので、執行部のほうもですね、しっかりと言われたように頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。

議案第２６号令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算の第５号、２３ページです。林道振興費の工事請負費林道維持工事マイナス１，０００万円とありますが、これは維持工事をするところがなかったということでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　農林課長。

○農林課長（増永　　稔君）　ただいまの甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

この予算、工事請負費につきましては、譲与税を財源として９月補正で計上させていただいたものでありまして、林道のいろいろな補修等の工事をしていこうということで予算を上げさせていただいたわけなんですが、９月の台風災害の影響でなかなか発注までできなかったというのが現状で、今回申し訳ないんですが、減額させていただいたところです。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。

計画に上がっていたところ台風の影響でできなかったということですが、今後またその計画というのはあるのでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　農林課長。

○農林課長（増永　　稔君）　農林課長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

やはりどうしても災害復旧のほうが、どうしても急がないといけないというのはありますが、行政と業者の方との調整をしながら、できるところはやっていきたいということで、ちょっと来年度の当初予算にも一応計上させていただいたところであります。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。

林道の維持工事というのは町民の方々非常にですね、要望されるところも多いわけでありますので、きちんとそういったところは対応していただきたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。３番、田中春男議員。

○議員（３番　田中　春男君）　３番、田中です。

議案第２６号の一般会計補正予算、２４ページです。この負担金補助及び交付金、かなり６８０万と減額になっておりますけれども、高性能林業機械等整備補助金とか結構６００万とか減額になっていますけれども、これはやっぱり該当者がいなかったということでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　農林課長。

○農林課長（増永　　稔君）　農林課長です。ただいまの田中春男議員の御質問にお答えいたします。

この中で一番大きなこの高性能林業機械等の補助金マイナス６００万円ですが、これにつきましては申請が上がりまして交付決定まではできたんですが、それから発注をされたら納品が年度内不可能ということになったので、今回取り下げられて来年度再度申請いただくということになりました。

以上であります。

○議長（甲斐　政國君）　田中春男議員。

○議員（３番　田中　春男君）　田中です。分かりました。

ただですね、林道とか農道も含めてですけれども、生コン支給とかがあるかと思いますけれども、生コン代かなり上がっております。前回も、今回また３，０００円上がって、多分２万６，０００円台になるんじゃないかなと思いますので、また補助金を少しでも上げていただくようによろしくお願いしておきます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。

議案第２６号令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）、この６ページですね。債務負担行為補正、雲居都荘借入金補給事業、これが減額になっていますけど、こういった数字が変わった理由とはどこにあるんでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　総務課長。

○総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。太田議員の御質問にお答えします。

予算書の６ページの雲居都荘借入金利子補給事業ですけど、利率の変更に伴いまして限度額のほうが減額になって、３５１万2，０００円から２６８万4，０００円のほうになりました。で、事業につきましては、令和２３年度まで続くということになっていますので。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。

利率の変更というのは根拠は何に基づくものですか。利率の変更とおっしゃいましたけど、何か通達か何か来るのか、それとも当事者同士のあれになるんですか、利率の変更というのは。

○議長（甲斐　政國君）　総務課長。

○総務課長（田原　昭生君）　太田議員の再度質問にお答えします。

借入金融機関の利息というか、そこの絡みになってくると思いますけど。よろしいですか。

○議員（４番　太田　保義君）　了解しました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番　田中　春男君）　3番、田中です。

議案第２６号の一般会計補正予算の１３ページです。１２月の定例会でも同じような質問をさせていただきましたけれども、不動産売払い収入、今回１８３万9，０００円の減額で、合計の2，２６８万6，０００円となっておりますけど、これの詳しい内容をお聞かせください。

○議長（甲斐　政國君）　総務課長。

○総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

今回の補正額の１８３万9，０００円の内訳ということでよろしいでしょうか。

○議員（3番　田中　春男君）　はい。

○総務課長（田原　昭生君）　説明のほうにはその他不動産売払い収入となっていますけど、原目町有林の売払い収入がですね、今回の議案のほうにも出ていますけど、それが当初予算よりも４６０万円減額になりました。あと岩屋越の町有林のほうも売払いを行っておりますので、それのほうが２７６万1，０００円を増額しておりまして、差引きの１８３万9，０００円を今回の補正で減額しております。

以上です。

○議員（３番　田中　春男君）　分かりました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本６件について討論を行います。

討論をされる場合は、議案名、ページ名を示して発言してください。

討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第２６号令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号令和４年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号令和４年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号令和４年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の皆さん大丈夫ですかね。１時間たちましたけど、休んだほうがいいですか。

それではここで１時間以上たちましたので、暫時休憩。１０分後に開会したいと思います。暫時休憩とします。

午前11時13分休憩

……………………………………………………………………………………………

午前11時20分再開

○議長（甲斐　政國君）　休憩を閉じ、再開いたします。

───────────・───・───────────

日程第３６．議案第３２号

日程第３７．議案第３３号

日程第３８．議案第３４号

日程第３９．議案第３５号

日程第４０．議案第３６号

日程第４１．議案第３７号

日程第４２．議案第３８号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第３６、議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第４２、議案第３８号令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの７件は、これを一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第３６、議案第３２号から日程第４２、議案第３８号までの７件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本７件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町においては、令和５年度の予算の編成に当たって、町民生活や社会経済状況、さらには町の財政状況についても職員一人一人がしっかりと認識した上で、どのような対策が必要なのか、知恵を出し合って、効果的となる取組となるよう編成作業を進めてきました。

その結果、歳入歳出の予算総額はそれぞれ５５億８，６００万円、前年比４０．０７％の増となりました。

まず、歳入について、主なものとして、町税は、町民税、軽自動車税の増により１．１４％増の２億９，９１７万２，０００円、地方譲与税は、森林環境譲与税の減により１．９１％減の８，９６２万１，０００円、地方交付税は、前年度より８，０００万円増額し２０億８，０００万円を計上いたしました。

国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の大幅な増額により１９５．０４％増の８億３，６４４万４，０００円を計上、県支出金につきましては、災害復旧費県補助金の大幅な増額により１８５．１７％増の１０億２，３６３万１，０００円を計上いたしました。

財産収入は、不動産売払収入を計上し、５０．１７％増の４，７０１万６，０００円となっています。

寄附金は、地域創生応援税制寄附金を見込み、５７．５０％増の４，７２５万３，０００円を計上いたしました。

繰入金は、財政調整基金を昨年度より１，５００万円増額し２億９，０００万円、公共施設等整備基金を２，３１０万円計上し、２５．０６％増の４億１，９３８万５，０００円を計上しました。

町債は、民生債、教育債、災害復旧債等増額し、３２．１６％増の４億１，６７０万円を計上しております。

次に、歳出性質別予算について、義務的経費における人件費は２．０４％増の９億５，３５２万７，０００円、公債費は３．２０％減の４億６，２３０万１，０００円、扶助費は０．７１％減の２億５１１万５，０００円を計上しました。

投資的経費では、普通建設事業費が１４．１３％増の７億５，６７０万１，０００円、災害復旧事業費は１０４．３８％増の１３億６，４６６万３，０００円となっております。

一般行政経費では、物件費を１．０４％減の６億１，９９４万５，０００円、維持補修費は１４５．０３％増の５，０４１万３，０００円、補助費等は１２．４０％増の８億１，３４８万６，０００円、貸付金は９８．２６％増の７，９３０万４，０００円、繰出金は特別会計への繰り出しが主で、１．２６％減の２億１，２８２万４，０００円を計上しました。

次に、４ページ、歳出の主なものとして、総務費では、貫原町有地整備工事、民間活力による住宅供給事業補助金、空き家活用工事、イベント事業補助金等に、前年比４．７５％減の６億８，６４２万３，０００円を計上しました。

民生費は、福祉センター屋根改修工事、各種福祉・給付事業等に前年比７．６８％増の７億７，９３５万円を計上しました。

衛生費では、引き続き町民の健康維持増進の取組強化と生活環境の維持、併せて西臼杵広域行政事務組合負担金等に、前年比１９．５５％増の３億８，８７９万円を計上しました。

農林水産業費は、各生産団体等への支援事業、有害鳥獣被害対策関係事業、林道及び農地等への基盤整備事業に引き続き取り組んでまいります。予算額につきましては１１．４５％増の６億９，１８５万４，０００円を計上しました。

商工費は、商工業支援として融資制度への補助、ふるさと応援寄附事業の強化、第三セクター運営支援及び森林公園事業費等で、前年比３１．１１％増の１億９，２５７万円を計上しました。

土木費は、町道改良に伴う各種補助事業、町営住宅建設工事等で、前年比３．５６％増の４億１，９５２万７，０００円を計上しました。

消防費は、広域消防負担金、消防団活動経費等で、前年比１０．６４％増の１億３，０３２万４，０００円を計上しました。

教育費では、引き続き教育グランドビジョンを推進するための経費や各学校施設の維持管理費、五ヶ瀬ドームの改修工事費等で、前年比１０．６８％増の３億３，７３０万円を計上しました。

災害復旧費は、台風１４号被災分として農地農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費を合わせて１３億６，４８６万３，０００円を計上しました。

公債費は、前年比３．２０％減の４億６，２３０万１，０００円を計上しました。

諸支出金は、財政調整基金費、公共施設等整備基金費、五ヶ瀬町応援基金費、森林環境譲与税基金費に、前年比０．８８％減の６，２４２万１，０００円を計上しました。

予備費は、昨年度と同額の５００万円とさせていただいております。

次に、６ページの地方債でありますが、令和５年度においては各種事業について優位な起債を調整させていただき、計４億１，６７０万円の借入れを見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響や台風１４号がもたらした甚大な被害、さらにはウクライナ危機に端を発する原油価格高騰、食料品や生活用品の物価上昇は町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、本町の財政運営に対しても、新たな行政需要を発生させるなど影響を及ぼしています。

しかし、厳しい財政状況下にあっても町民サービスの質を低下させず、新たな日常の実現に向けた取組、さらには町民生活や地域経済を支援する取組について、社会変化を的確に捉え、迅速かつ積極的、戦略的に事業を実施していくことが必要です。新年度予算につきましては、このような状況を踏まえ、本町の持続可能な社会活動に必要な予算を盛り込んだ一般会計予算とさせていただきました。

以上、主な概要について御説明を申し上げましたが、予算の詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第３３号令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれに１億４，７４４万８，０００円とするものです。

まず、１ページの歳入につきましては、給水工事負担金、水道使用料、給水工事設計審査等手数料、一般会計繰入金、過年度繰越金、雑入及び町債を計上しております。

次に、２ページの歳出につきましては、主なものとして、町簡易水道の維持管理に必要な電気料、修繕料、水質検査手数料、施設保安管理に係る委託料、公営企業会計法適化に向けた業務委託料、五ヶ瀬高千穂道路改良工事に係る室野地区水道管移設工事費を簡易水道費の総務費として計上しております。

また、償還金及び利子を公債費と計上しております。

詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第３４号令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

町民の約３割が加入する国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康管理、保持増進に努めております。今後も、被保険者の方々が安心し、良質で、かつ効果的な医療を享受できるよう、安定した事業運営を目指してまいります。

令和５年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億７，０４９万３，０００円とします。

まず、歳入につきましては、主なものとしまして、国民健康保険税が８，６８９万円、県からの交付金が４億８４３万３，０００円、一般会計の繰入金が５，５１４万８，０００円となっております。

歳入につきましては、主なものとしまして、総務費が２，０９２万４，０００円、保険給付費が３億９，０８２万７，０００円、県に納める国民健康保険事業費納付金が１億２，６３９万４，０００円、特定健診などの保健事業費が１，２１４万８，０００円、国民健康保険病院事業会計への繰出金などの諸支出金が４８９万８，０００円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第３５号令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

国において、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。改正の中身としては、医療・介護の連携機能及び情報提供体制等の基盤強化がうたわれ、かかりつけ医機能を有する医療機関を中心とした地域完結型の医療・介護提供体制を構築するための関係法律の一部改正が今後予定されております。

西臼杵地域公立病院の再編統合に係る検討状況におきましては、令和４年３月に西臼杵公立病院における経営統合・機能再編に係る基本計画を発表後、各病院の職員が主体的に関わる１０部門のワーキング会議を経て、令和５年３月に高千穂町国民健康保険病院と日之影町国民健康保険病院の病床機能転換が先行実施されます。

令和５年度においては、統合後の中期経営計画の策定、全国の公立病院に義務づけられた公立病院経営強化プランの策定、また、五ヶ瀬町国民健康保険病院の介護療養病床１８床の介護医療院への転換等、残り１年となった重要な時期を迎えることになります。

医師及び職員の確保は現状維持であります。

熊本大学からの非常勤医師の派遣につきましては、医師の働き方改革に伴う時間外労働の上限規制が大きな課題としてありましたが、労働基準監督署の宿日直許可を得たことで、継続して派遣いただけることとなりました。

さらに、その他の医療従事者につきましても、適正な確保に努め、職員の資質の向上と、ひいては医療機関として、全体的な質の向上に努めてまいります。そして、住民の生命を守り、住民が安心して暮らしていけるよう、病院運営に努めてまいる所存であります。

それでは、予算案について説明をいたします。

議案書２ページを御覧ください。

第３条、収益的収入及び支出の予定額については、病院事業収益が６億７，０１２万８，０００円で、内訳は、医業収益が５億３，１６０万６，０００円、医業外収益が１億３，８５２万2，０００円であります。

病院事業費用は６億６，９１２万８，０００円で、内訳は、医業費用が６億６，３９５万１，０００円、医業外費用が４６７万6，０００円、特別損失が５０万1，０００円として、予備費１００万円を含めて支出合計金額を６億7，０１２万8，０００円といたします。

３ページを御覧ください。

第４条、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入が２７５万円で、内訳は、国保事業勘定繰入金です。

資本的支出は6，９３１万7，０００円で、内訳は、企業債償還金が5，３０３万7，０００円、建設改良費が１，６２８万円となっております。

なお、収入の不足分6，６５６万7，０００円につきましては、当該年度の損益勘定留保資金で

補填するものであります。

病院事業の予算案について説明申し上げましたが、予算案の詳細につきましては、委員会によって事務長が説明を申し上げます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第３６号令和５年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度は３か年間の計画である第８期介護保険事業計画の最終年度となります。

今後も人口減少が見込まれると予想されますが、高齢化率は確実に上昇することから、さらなる自立支援・重度化防止に向けた取組が必要であり、医療・介護の連携の推進、保健事業と介護予防事業の一体的実施、認知症・介護予防事業の強化が求められます。

引き続き行政と介護サービス事業者、そして地域が一体となり、また、自助の視点も含めた地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

保険事業勘定の令和５年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億３，０２９万４，０００円とします。

１ページの第１表歳入歳出予算の歳入から説明をいたします。

保険料は、６５歳以上の第１号被保険者の保険料で、３年間の事業運営を見込んで決めております。

基準保険料月額は４，９８０円であります。

国庫支出金は、保険給付費及び地域支援事業費のうち、国が負担する負担金と高齢者数の割合で、所得の市町村格差を調整するための国からの調整交付金が主なものです。

支払基金交付金は、医療保険者が徴収した２号被保険者の保険料を支払基金が各保険者に配分する交付金です。

県支出金は、保険給付費及び地域支援事業のうち、県が負担する負担金及び交付金です。

繰入金は、保険給付に係る町の負担金及び人件費並びに事務費等を一般会計繰入金で計上しております。

また、諸収入は、地域支援事業の利用者一部負担金を計上しております。

次に、３ページの歳出について説明します。

総務費は、人件費、事務費、認定審査会費が主なものです。

歳出総額の８６％を占める保険給付費は、要介護認定及び要支援認定者に係る在宅サービスや施設サービス、高額療養費等の費用であります。

地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係る費用、認知症総合支援事業ほか、介護予防・日常生活支援総合事業の費用等を計上しております。

諸支出金は、介護サービス事業勘定への繰出金が主なものです。

予備費につきましては、流動的な保険給付費への対応を見込み、前年度並みの額を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をいたします。

介護サービス事業勘定の令和５年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３５万２，０００円とします。

２５ページの第１表歳入歳出予算の歳入から御説明をいたします。

サービス収入は、要介護認定を受けている被保険者について、介護予防プラン作成に対する介護報酬です。

繰入金は、サービス収入で不足する分を保険事業勘定から繰り入れるものです。

次に、２６ページの歳出について説明をします。

総務費は、地域包括支援センターの指定介護予防支援事業に係る事務費を計上しております。

サービス事業費は、介護予防プラン作成の一部を居宅介護支援事業所に委託する経費です。

予備費につきましては、サービス事業費の流動的な対応を見込み、計上しております。

詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明いたします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第３７号令和５年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、全国的な高齢化に伴い、毎年医療費が増加の意図をたどっていることから、医療費抑制のため、高齢者一人一人に対し、きめ細かな保健事業を行うことが求められております。

令和５年度においても、令和４年度に続けて健康審査事業に重点を置き、医療費の適正化を図るとともに、保険料徴収対策を実施し、健全な事業運営を目指してまいります。

令和５年度当初予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ６，２９５万４，０００円といたします。

まず、歳入につきましては、主なものとして、後期高齢者保険料が３，９０３万８，０００円、一般会計からの繰入金が１，９８９万１，０００円、諸収入のうち、後期高齢者健康審査の受託事業収入が３７６万２，０００円となっております。

歳出につきましては、主なものとしまして、総務費が４２万１，０００円、後期高齢者医療広域連合納付金が５，８５０万８，０００円、保健事業費が３７６万２，０００円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明を申し上げます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第３８号五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度の当初予算では、歳入歳出の総額を７８０万円とさせていただきました。

まず歳入について、繰入金６８１万円、貸付金収入９９万円を計上しております。

繰入金は、佐伯勝元教育基金から一度一般会計に繰り入れ、一般会計から特別会計へ繰入れを行うものであります。

また、貸付金収入は、奨学金の返還分を予算に計上しております。

次に、歳出では、貸付金費として、平成３０年度から令和４年度採択分６００万円と、令和５年度採択分１８０万円を計上しました。

詳細については、委員会において御説明をいたします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本７件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本７件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

――――――――――・――――・――――――――――

<u>**日程第４３．議案第３９号**</u>

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第４３、議案第３９号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第３９号町道の認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の認定・廃止につきましては、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により、議会の議決が必要であります。

今回提案いたします路線は、新規認定として桑野内ダムへ通じる路線を桑野内ダム線と認定し、認定済み路線の道路改良工事に伴う起点変更により、再認定を行う波帰・鳥越線の２路線でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本案は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

────────────・────・────────────

〇議長（甲斐　政國君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は３月７日午前１０時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

〇事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。

午前11時49分散会

──────────────────────────────

２日目

令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会会議録

（第２日）

令和５年３月６日

○ 会議に付した事件

日程第１．　一般質問

○ 出席議員（７名）

１番	甲斐　義則　議員	２番	小笠原　将太郎　議員
３番	田中　春男　議員	４番	太田　保義　議員
５番	渡邊　孝　議員	６番	佐藤　成志　議員
９番	甲斐　政國　議員		

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫　幸弘
教育長	渡木　秀明
監査委員	後藤　栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副町長	濵川　哲一	農林課長	増永　稔
総務課長	田原　昭生	建設課長	廣本　憲史
企画課長	北島　隆二	会計室長	垣内　広好
町民課長	齊家　晃	教育次長	菊池　光一郎
福祉課長	武内　秀元	病院事務長	奥村　和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤　重喜	書記	那須　香織

午前９時59分開議

○事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐　政國君）　ただいまから本日の会議を開きます。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（甲斐　政國君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に発言を許します。

初めに、５番、渡邉孝議員、御登壇願います。

○議員（５番　渡邉　　孝君）　皆さん、おはようございます。５番、渡邉孝です。通告に従って一般質問を行います。

質問事項１、町民の意見や要望をどう考え、どう対応するか。

質問の要旨、議会活動における議会報告会や町内巡回、また、日常生活の対話において、町民の皆様から様々な御意見や要望を頂きます。そういった町民一人一人の声を町長はどう捉え、どう考え、どう対応されるのか、次の３つの内容について具体的な考えを伺います。

１、若者が魅力を感じ暮らせるまちづくりについて。

中身として、人口減少と少子化対策について。

また、次の事項についても、関連質問をさせていただきます。

住宅建設・宅地分譲の推進、企業の誘致等による働く職場の確保、若者の流出抑制と婚活活動の促進。

２つ目、指定ごみ袋に対する町民の意見や要望についてどう思うか。

質、形状、容量、価格についてお伺いをしたいと思います。

３つ目の内容、ふるさと納税寄附金を増やす具体的対策は。

現在の状況と今後の計画、課題についてお伺いをしたいと思います。

質問事項２、令和５年度、町長が目指すまちづくりの思い、考え、決意を伺いたい。

質問の要旨、就任から、はや１０か月が過ぎようとしています。町民の多くの方々が、新町長には大きな期待と希望を抱いていらっしゃると思います。

そこで、令和５年度の町政全般に対する町長の熱い思いと考え、決意をお伺いいたします。

以上、２点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邉孝議員。

○議員（５番　渡邉　　孝君）　５番、渡邉孝です。今回の質問は２点であるわけですけども、最初の質問が質問の約８割を占めるかなと思っているとこであります。そういう考えで御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問事項の１点目の、町民の意見や要望をどう考え、どう対応するのかという質問に対して、若者が魅力を感じ暮らせるまちづくり、また、人口減少と少子化対策を含めた御答弁をお願いいたします。

〇議長（甲斐　政國君）　町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

町民の意見や要望に対する対応についての御質問であります。

まずは、基本的なお話をさせていただきますと、町民の要望に対してどう対応していくかを検討するのは、行政に与えられた当然の役割であります。質問の趣旨にあります、議会活動において頂いた御意見・御要望を行政側に情報として頂けることは、町政運営していく上で大変ありがたいことだと考えております。

しかしながら、議会基本条例に基づく公聴活動時に頂いた御意見であれば、その対応は条例に基づいて、議会側から町民へ報告または説明されるべきだということも、一方で思うところであります。

このようなことから、渡邊議員が町民の方々から頂いた要望について、私が渡邊議員に対して答弁することは適当であるかは別として、私が本町における地域課題として捉えていることと、町民の皆さんが日頃から考えておられることは同じであるという思いで町政の運営に当たらせていただいておりますことを前提とさせていただき、本質問に対して基本的な考えを述べさせていただきます。

まずは、若者が魅力を感じ暮らせるまちづくりについての人口減少と少子化対策であります。

本件については、過去にも同様の御質問を頂きましたし、少子高齢化及び人口減少社会の到来は、中山間地域のみならず、全国的にも大きな課題であります。この人口減少は様々な議論がなされますが、抜本的な解決策がなかなか見つからない状況にあります。

このような中、政府は異次元の少子化対策にかじを取るとの方針を打ち出し、児童手当を中心とした経済・財政的支援、保育サービス等の充実、働き方改革の推進の出産から子育てまでの一貫した伴走型の支援を目指しております。

本町においては、第２期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って施策を展開することで、地域の活力を維持しつつ、人口減少の傾向を緩やかにすることができればと考えているところであります。

また、デジタル田園都市国家構想を受けて、本町の総合戦略もＤＸの視点を加えたものに改定し、時代の風潮と地域の実情に沿った人口減少対策に取り組まなければという思いです。

人口減少と少子化対策の基本的な考えは以上でありますが、具体的な質問に対しましては、一問一答でお答えをさせていただきます。

以上でございます。

〇議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

〇議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、今回の質問でありますが、若者が魅力を感じ暮らせるまちづくり、人口減少と少子化対策の質問は、前原田町長には質問させていただいた経緯はありますが、小迫町長には初めてだと認識しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの答弁にもございましたように、抜本的な解決策がなかなか見つからないというのが現状であるようであります。私も全国的な問題であり、課題であると深く認識をしているところです。

政府の岸田総理は、異次元の少子化対策をする、そして、予算の倍増をすると言われますが、いまだ具体的な施策は何ら明らかにはなっておりません。

また、側近である木原誠二官房副長官は、倍増は出産率がＶ字回復すれば実現すると言われておりますが、私は若干違うのではないかと思います。予算を倍増するから、出生率が伸びるんではないかと思うところであります。

新聞等で報道されていますが、２０２２年の出生数が過去最小ということで、８０万人を割り込んだということが報道されております。また、国内の人口が１年間で過去最大の７８万人も減少したということが報道されております。

宮崎県の調査によりますと、県内の中山間にある１，８６１集落のうち、将来の消滅可能性が懸念される集落は２３４集落と、前回の２０１８年の調査の約４倍を超えているということであります。

また、現在の日本には約１，８００弱の町村があるわけですが、このまま人口減少対策を何もしなければ、過疎地域から約８００の市町村がなくなるということが言われているようであります。

私も現在６０ですが、長生きをしても、あと２０年、３０年ぐらいかなと思います。このままで行くと、私が生きているうちに、五ヶ瀬町もひょっとするとどうなるのかなと大変心配するわけです。

私は、ここやっぱり３０年から４０年の国の少子化対策がしっかり実施されなかったことが、今ここに結果として現れているんではないかと思うところであります。

しかし、国の政策を一町の議員が指摘したところでもどうにもなりませんので、小さな町は小さな町なりに具体的な政策を考えていく必要があるのではと思っておるところであります。

若い世代の人たちが結婚や出産をためらう最大の理由の一つとして、経済的な理由があるので

はないかと思います。実は、昨日のラジオ番組で国会の答弁を聞いていましたところ、経済的な理由が一番多いのかなと思ったら、そうではなくて、今、結婚とか出産に喜びを持てない若者が多いということが流れておりました。そうなのかなと思って、時代はちょっと大分変わってきたなと思ったとこでありました。

そこで、町長にお伺いいたします。

現在、本町においては、出産お祝い金の増額、昨年度から実施されました。また、出産・子育て給付金が実施され、また、中学生以下の医療費全額無償化が、今年、令和５年度から実施される予定となっておりますが、町長が将来的に向けて少子化対策として、これ以外に何か考えていらっしゃることがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　現時点では、先ほど御説明がありましたが、後ほど太田議員からも御質問がある内容とかぶっておりますが、現時点、町で取り組めるものは積極的に取り組むということで、先ほどありましたとおり、医療費の無償化１５歳までとか、それから、国と連携しての支援金を交付するとか、そういったことをやってまいります。

そして、先ほど御紹介がありました異次元の少子化対策、国がやっておりますが、我々全国町村会としても、財政的な支援をもっともっと地方にしていただいて、どこに住んでいても平等の子育て支援が受けられると、そういったものを求めている決議もしているところでございます。まだまだ足らざる部分を、皆さん方とお知恵を出し合いながらやっていきたいなと思っております。

少子化対策の中で、一つには子育て支援と、それから、その後のものと、その前、いわゆる結婚対策も必要だということで、今回そのための事業も、新年度新たに組ませていただいておるところでございます。いわゆる人口減・少子化対策として取り組むべきところとして、生まれる前の結婚のところも手をつけていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。通告の中に広い感じで、私が答弁を求めたりする場合があるかもしれませんので、そういうときには簡単な回答でよろしいですので、お答えをしていただきたいと思います。

先月２月の民放テレビで放映された、すごい自治体がありましたので、御紹介させていただきます。町長も恐らく御存じかと思いますが、岡山県の奈義町という町であります。

岡山県北東部にある人口５，７００人余りの町で、全国の自治体関係者の視察が絶えないということであります。それは、２０１９年の出生率が２．９５人まで回復した、少子対策の奇跡の

町と注目を集めているようであります。

その具体的な施策は、地域のニーズを住民参加型の施策に反映し、住民意識を高めながら、少しずつ支援策を拡充する取組を行ったとあります。幾つかあるんですけど、高校生までの医療費の無償化とか高校生の就学支援、中学生までの独り親支援、在宅育児支援、その他もろもろいろいろあるようであります。

町長、ぜひこういった自治体の事例を参考にしていただいて、本町でも取り入れられる施策に関しては、積極的に前向きに検討していただきたいなと思うとこであります。よろしくお願いいたします。

また、現金支給や物品支給に加え、子育て世代の働き方改革、雇用・所得安定にも引き続き尽力をしていただきたいなと思っておるとこであります。

次の関連の質問の住宅建設・宅地分譲の推進について御答弁をお願いいたします。

〇議長（甲斐　政國君）　町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の住宅建設・宅地分譲についてでございますが、現時点では大規模な住宅の建設は想定はしておりませんが、比較的安価に設置できる戸建ての住宅と町有地の整備状況に応じて随時進めていければと考えているところです。

当然、集合住宅も将来的には設置したく考えているところであり、基金の状況、また起債残高、財政状況を勘案して検討してまいりたいと考えています。同時に、民間活力を利用した住宅整備に対して補助制度を設けており、取り組んでいただける民間事業者の掘り起こしができればと考えております。

住宅分譲に関しましては、本年度２区画で行わせていただきましたが、公有地及び公有施設有効利用対策委員会において、公有地の効率的な運用を検討しつつ、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

住宅関連での空き家対策等については、担当課長から答弁をさせます。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　企画課長。

〇企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

空き家対策を含めた移住定住策でありますが、これまで住宅改築関連の支援事業を行ってまいりました。令和４年度においては、移住定住促進空き家改修事業１件、住宅建築支援事業３件、移住定住奨励金２件の実績となってございます。

本町は空き家対策条例を施行させていただいておりますが、本条例に基づく空き家計画を整備し、空き家情報バンクの設置に至っているところであります。この空き家情報バンク登録時に持ち主の意向確認を行っておりますが、サブリース事業への活用の意向についても併せて確認でき

ればと考えております。

また、町に上程を頂いた物件について、社会資本整備総合交付金、空き家再生等推進事業を活用し、現在リニューアルに取り組んでいるところであります。完了後は、町営一般住宅として利用予定であります。

次年度以降においては、空き家情報バンクに係る県宅地建物取引業協会との包括連携協定を締結することで、貸手、借手の手間のスムーズな交渉を実現することや、移住定住サポーターの設置、庁舎内の横断的な情報連携を図るための移住施策作業部会の設置、移住支援金対象事業所の登録拡大に向けた呼びかけ、また、コロナ後を見据え、移住相談会への参加についても復活できればと考えているところです。

以上であります。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。今の説明の中で、移住定住サポーターの設置とか移住設置作業部とありまして、こういう、ちょっと聞こうかなと思っていたとこですが、時間の都合もありますので、改めてお聞きしたいと思います。

今回の質問の中で、私、５つほど自分の考え、気持ちというか、思いをちょっと提案という形で発言させていただきたいと思っております。

まず、１つ目の考えですが、こういう移住定住窓口、これ以前からも、私いろんな予算委員会とかでも発言はしていたんですが、地域おこし協力隊とかを活用して外部に委託すべきではないかと思います。他の町村も、そういうふうにやられているとこがたくさんあって、非常に何かそういった相談がしやすいということを聞いておりますので、それがいいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

移住定住相談窓口の外部委託の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、ほかの町では、そういった取組をされているということは存じておるところでございますが、一気に外部委託に転換しても、それほど効果が望めないかと、未知数の部分もあると考えてございまして、加えて、委託先を民間にするか、または新たな法人を設立するか、受託側の整理をする必要もございます。

まずは、本町の身の丈に合った五ヶ瀬ならではの施策を一歩ずつ展開することで、移住定住策につなげればと思ってございます。

将来的には、外部の相談窓口設置を見据え、先ほど担当課長も答弁いたしましたが、まずは移住定住サポーターを設置することから始めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。移住定住相談窓口の外部委託という件は、私は非常に興味深くて、私は必ず実現してほしいなと思います。そういう課題だなと思っております。私の議員の任期は、あと２年数か月です。ぜひ私が議員であるうちに現実化してほしいものだと切に思うとこであります。よろしくお願い申し上げます。

次の関連質問ですが、企業の誘致による働く場の確保並びに若者の流出抑制と婚活活動の促進について、２点併せて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

まずは企業誘致についてでありますが、本町においては平成元年に五ヶ瀬町工場・事業場設置奨励条例により、本町に進出した企業への奨励金及び固定資産税の免除を規定している状況であります。また、過疎法においても、税制面の優遇措置がなされております。

近年、企業誘致ができていない状況にありますが、引き続き県と連携しつつ、またアンテナを高く張りながら情報収集に努めさせていただきます。

町内の雇用の場の確保につきましては、基本の取組として、総合戦略の安定した雇用の創出と就業環境整備を基本目標に、新規創業の支援、農業担い手の確保及び医療・福祉分野の雇用情報の提供を掲げております。まずは、本戦略に沿って雇用拡大できればと考えております。

本町が出資している五ヶ瀬ハイランド及び五ヶ瀬ワイナリーの両会社について、行政改革特別委員会で御報告をさせていただいているとおりでございますが、本町の重要な雇用の場であります。現時点では、引き続き経営分析を行った上で経営安定を目指しつつ、雇用の場を確保してまいりたいと考えているところです。

若者の流出抑制、結婚支援に対する御質問でありますが、広義の意味での若者の流出抑制については、これまで答弁させていただいたとおり、住環境の整備、雇用の場の創出を総合戦略に基づいて進めていくことだと考えております。

結婚支援につきましては、私から担当課に指示をしておりますので、その具体的な取組につきまして担当課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

結婚支援の取組につきましては、令和４年度予算において、企業または団体が行う婚活イベントの開催経費や、個人が各所で開催されているイベントに参加する場合の参加料の助成を行うべ

く計上しておりましたが、新型コロナ感染症拡大の影響により、これまで実施に至っていない状況であります。

みやざき結婚サポートセンターへの入会登録の助成制度につきましては、本年度１件の利用があっておる状況です。

新年度におきましては、本年度同様の取組に加え、結婚新生活支援事業としまして住宅取得費用や引っ越し費用等の助成制度を新設させていただき、今議会に予算案を提案させていただいているところです。また、縁結びサポーターの設置について検討をできればと考えているところです。

以上の制度につきまして、既に４月の広報でお知らせを行っていきたいと考えておりますが、対象者の方におかれては、なかなか婚活イベント等に参加しづらい状況もあると思われますので、地域の中からアイデアにより活用頂ければと考えているところです。

また、宮崎県北部広域行政事務組合においても、縁結びサポーターに対する活動支援やサポーターの引き合わせにより、結婚された方への祝い金支給制度等を設けておりますので、併せて活用できればと考えております。

以上であります。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。質問時間の大体半分近くが過ぎましたので、若干ちょっとスピーディーに行かせていきたいと思います。

まず、若者が定住するためには、仕事がなければ暮らすことはできません。働く場をしっかりと確保していただき、若者の流出を抑制していただきたいと思っているとこです。

職場を提供するということは、一つ行政のやっぱり肝煎り的な役割があるんではないかと思いますので、今後ともひとつしっかりとサポートしていただきますようにお願いしたいと思います。

ここで、私、２つ目の御提案をさせていただきます。

人口減少対策として、ほかの町村も取り組んでいらっしゃるかもしれませんが、農業法人を立ち上げて、耕作地対策とか雇用の創出を考えてはいかがかと思いますが、町長、もしよければ御回答をお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の農業法人事業についての御質問でございます。

農業法人、なかなかこれまでもつくってはどうかとか、つくりたいがとかいう話もありつつ、なかなか現実には至らない、誰が主体でやるのかというのは非常に。さらには、住宅なのか、それともまさに生産なのか、いろいろなところ、中山間地ではなかなか一遍には議論が進まないところで、ここまで来ているのかなと思ってございます。

本町の農業の振興を進めていく上で、耕作地の増加や担い手不足など多くの課題があるところです。渡邊議員のおっしゃる農業法人事業を含め、様々な取組があるのではないかと思いますが、まずは２年間で、人・農地プランを策定するような地域計画策定を進めているところでございます。

人・農地プランの実質化、地域計画の策定ということでございますが、これは地域の農業をどう維持していくかなど、それぞれの地域での話合い活動を通じて、将来の農業の在り方を明確化していくものであります。その中で、農家の皆さんの御意見を聞きながら、効果的な振興策を検討していくということが必要ではないかと考えているところでございます。

また、中山間地域等直接支払交付金がございますが、これまでそれぞれの協定において農地を維持していくため、交付金を有効に活用しながら御尽力を頂いているところでありますが、引き続き有効な活用をお願いしたいと考えているところであります。

なお、今現在、農林課では２名の地域おこし協力隊を２月より募集しており、１名は釜炒り茶未来創造支援員としてＰＲ活動などお茶に特化した活動となっており、もう１名はスマート農業推進支援員ということで、農業の省力化策の検討や、ドローンやリモコン草刈り機などのスマート農業機械の実証研究を行い、将来的には受託組織やサービス事業者としての参入を検討し、本町の持続可能な農業の誘導策を検討していく予定としております。

私からは以上でございますが、繰り返しになりますが、今現在、人・農地プランの実質化、地域計画策定を目指しておりまして、その中で農家の方々ときちっと話合いを進めながら、取るべき施策をきちっと取ってといくことが肝要かな、いうことで考えているところでございます。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

〇議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。御答弁がありましたが、やはり町営の農業法人化というのは非常に私、今、前向きによくやっていくような話もございましたが、どんどん人口が減っていって、高齢化がどんどん進んでいきますので、農地を守っていく人がやっぱりいないというのが現状であります。

農作業の委託作業、受託作業とか、私は１つ農業施設等を造って、そこで農産物の生産を行い、雇用を推進するということは非常にいいんではないかと。

御存じのように、日之影町のような事例をしっかりと把握し、参考にして、過疎債などをしっかりと利用した有効的な農業推進を図るべきではないかと思っております。

いずれにしろ、多様な考えの下に、有効的な施策が必要ではないかと思います。１０年後、２０年後の五ヶ瀬町の農村を考えたときに、大変必要不可欠なことではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、私の３番目の考えを述べさせていただきます。

少子化対策として、小学生、中学生の山村留学の取組について考えてみてはどうかと思います。県内では、西都市で実施されている山村留学の取組もあります。それや、全国には様々な山村留学の実施されているとこがありますが、児童生徒が減少する状況の中、ただ、その状況を、ちょっと言葉は悪いですけども、指をくわえて見ているだけでは解決にはならないと思います。

本町でも前向きに考える課題と思いますが、町長はどういうふうに思われるか、御答弁をお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

○議長（甲斐　政國君）　教育長。

○教育長（渡木　秀明君）　教育長です。５番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

御質問にあった、いわゆる山村留学につきましては、先ほどありましたように、宮崎県内でも地域で組織された実行委員会等を主体とされて実施されている学校があるということは承知しております。

さて、果たして本町で同様な取組をということについてですが、これにつきましては、様々な面から本当に多くの考えることというのが出てくるのではないかなというふうに思います。

議員のお話ですと、例えば人口減少対策というような形の一つとしてというお話でございましたけれども、やはり山村留学というのは利用を頂ける子供や、あるいは御家族等の幸せ、人生そのものに関わってくる問題でございます。そういった面からも、しっかりとそういったことは調査をした上で、様々に本当に考えて、多く議論しながら、そういったところについてはしていかなければならないかなというふうに思っております。現段階ですぐにということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。なかなか難しい問題ということは、私も重々把握しておるとこであります。

どんな取組でやっていくとやりやすいのかなと、これ私も漠然と考えて思ったとこなんですが、普通は里親制度、全然関係のない子供さんが田舎に来て、１年、２年とか、長期でもいいんですが、滞在し勉強するということが山村留学の里親制度雰囲気かなとは思うんですが、私が考えるのは、五ヶ瀬町に例えばおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる。また、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃって、いわゆる親戚、親戚が町内にいらっしゃってというのが前提で、また１年間とか２年間の短期間で、田舎で田舎留学みたいな感じで実施してはどうかなと。これ

非常にやりやすいんじゃないかと思ったんですね。

都会にはいろんな理由で、田舎暮らしを希望されるお子さんはいらっしゃるんではないかと思うんですね。いろいろな理由があると思います。

すばらしい自然豊かな五ヶ瀬町で、義務教育の数年間を過ごしてみるというのも非常にいい、僕は取組じゃないかと。子供たち本人たちのためにもなるし、同時に、この五ヶ瀬町の伝統文化の継承は、地元の子供たちにもいろんな意味でためになる。また、地域の人々の交流や高齢者の心のよりどころとしても期待されるのではないかと思うとこであります。

若干、少し質問の内容からは脱線するかもしれませんが、新聞の記事で、ちょっと関連するかなという記事がありましたので、御紹介させていただきたいと思うんですが、全国の約１，６００の市区町村の３割が、２０２２年度に給食費を無償化したという記事が出ておりました。このうち６割が、物価高騰対策にも活用できる政府の臨時交付金を活用。給付金が切れる２３年度からは、自主財源で無償化する自治体もあるということであります。

先ほどの山村留学を進めていく中で、例えば１年間の給食費を無償化にしてもいいよとかいうことであれば、また、五ヶ瀬で勉強してみませんかとかいうことでＰＲするのもいいのではないかと思ったとこです。

ちなみに、１年間の給食費が小学校で約６万円、中学校で６万５，０００円ぐらいとお聞きしておるとこであります。

ぜひ、ハードルは当然高いことは分かっておりますが、こういうふうに年々子供の数が減っていくと、ちょっと担当課のほうに調べていただいたんですけども、保育所も全体で昨年から今年は１２名ほど減ると。小学校は町内全部で約１１名が全校生徒が減るということでありますので、何らかの対応をしていきたいものだなと思うとこであります。どうぞよろしく検討のほどお願いしたいと思います。

次に、ごみ袋、２つ目の質問内容に移りたいと思います。

指定ごみ袋に対する町民の意見や要望についてどう思うかということに関して、その前に執行部の皆さんには、昨年４月、五ヶ瀬町議会文教福祉委員長としての私から、西臼杵行政組合への意見要望書を提出しておりますので、そちらの回答も併せて御覧頂くようお願いしたいと思います。

それでは、これについて町長の御答弁をお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

指定ごみ袋に対する町民の意見や要望についてどう思うかということですが、令和２年度に現在のごみ袋の形状が現在のように変更されて以来、組合議会内及び議会活動の巡回での御意見な

ど、様々な町民の方々の意見が出ているということであります。

また、議員今、御紹介がありましたが、議員御自身が文教福祉委員長をされていた昨年には、西臼杵行政事務組合への住民からの意見・要望及び議会の意見として、意見書が提出されていることも承知をしてございます。

西臼杵地域の地域性もあって、高めのごみ袋になっている現状あるのかなと考えますが、西臼杵行政組合におかれましても、コスト削減の努力をされて、現在のごみ袋の価格設定となっているということでの御回答かと思われます。

しかしながら、単価を見てみますと、近隣市町村より高いという事実であり、今回頂いた御意見を含め、西臼杵行政事務組合にお伝えしていくとともに、その内容を町民に向けて丁寧に説明して理解していくということが必要だと考えております。

また、本町の取組としては、家庭からのごみを減らすことの努力を優先して、２０２１年度に作成したごみ減量化を含めた五ヶ瀬町スマートライフプランの着実な履行を進めていくことが必要だと考えております。

以後、詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　町民課長。

○町民課長（齊家　　晃君）　町民課長です。渡邊議員の質問にお答えいたします。

町民課といたしましても、議員がおっしゃられているとおり、ごみの質、形状、容量、価格について、町民の皆様から様々な意見を頂いていることと思います。そのことをしっかり受け止めながら、西臼杵行政事務組合のほうに提起していくとともに、ごみ減量化をはじめとした五ヶ瀬町スマートライプランの着実な履行を進めていく必要があると考えております。

特に、地球温暖化防止活動推進委員さんの皆さんやＮＰＯの皆さんの御協力を頂きながら、５Ｒ運動、いわゆるごみの発生回避、発生抑制、再度利用、修理、再資源化の啓蒙に努めながら、また、町単独の生ごみ処理機コンポストの導入事業などの推進取り組みながら、ごみ減量化の取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。時間もどんどんなくなってきますので。

お手元にあります意見要望書、説明はしませんので、見ていただければ分かると思います。また、回答のほうも見ていただきたいと思います。

ごみを軽減するということも、なかなか私たちに伝わってこない部分がありまして、ごみ袋が高いと、焼却される、燃やされる方が結構いらっしゃるんではないかと思うんですね。現に、こ

れ恥ずかしい話ですが、私も議員になる前は、こういった行為に及んだことがございます。また、今も家の近くでは、そういった行為を見ることがあるわけです。

やっぱりごみ袋が高いと、そういったことをやっぱりされる。こういうことを私たちが言えば、「何言いよっとね、議員さん。ごみ袋も高いから買えんわん」という冗談半分、本音半分言われるんではないかと思いますので、住民の声がしっかり事務組合に届くようにお願いしたいと思います。

言葉はちょっと悪いんですが、私も鞍岡ですので、鞍岡からずっと今日も山都町を通ってきましたが、言い方はちょっと悪いですが、鞍岡の原目、長峰、三栄の前を通るときは、７００円の自治体の道を通ってくるわけですね。そして、山都町、馬見原に入ったら、２２０円の行政区に入り、また、特産センターで７００円に、道と行政と。これちょっと言葉は悪いですが、こんな感じで。

それと、私たちが買物に行くと、山都町で買物することが非常に多いわけです。レジの前で２２０円の一般ごみの袋を見るわけです。そこで見て五ヶ瀬町に来て、また７００円の袋を買うということでございますので、これ実を言うと、昨年お亡くなりになりました秋本議員も切に言われていたことであります。どうか再度、前向きに組合のほうに提言をしていただきますよう、お願いしたいと思っているところであります。

次に、すみません、３つ目の私の提案といいますか、に入りたいと思います。

ふるさと納税を増やす具体的な対策はということで、現状と今後の課題、計画等がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税についての御質問でありますが、これまでも同様の御質問を頂いており、直近では、さきの令和４年第４回定例会で答弁させていただいたとおりであります。

現状の取組としては、その時点と何ら変わるものでもございませんが、改めて現時点の考え方を示させていただきます。本町のふるさと応援寄附金の額は、これまで本町独自での検証を行い、次年度への取組につなげてきており、少なからずや寄附額も増加傾向ではあります。引き続き今後も寄附額を増やす取組が求められると感じております。

次年度に向けましては、これまで担当課で実施してきた返礼品発注業務及びポータルサイト運営業務を含めて、専門業者へ委託することを想定し、現在調整中であります。加えて、町内への経済効果の観点から、さらに返礼品の掘り起こしや開発支援を引き続き実施してまいります。

以上であります。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。私はふるさと応援寄附金、これ、うちみたいにやっぱり小さな町というのは、やっぱり財源を増やすことが非常に優先ではないかと思うところであります。

それで、次の私なりの考えを述べさせていただきますと、専門の部署、職員を配置して、納税額をアップすべきではないかと思います。当然、庁舎内ですることも大事であるし、外部に委託するとかいうことも大事になってくるかと思いますが、専属でする部署、職員を配置するということについて町長どうお考えか、御答弁をお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり専門部署と職員の配置についてですが、先ほど述べたように、寄附額の事務費率内での委託を行うことが現時点ではベストな選択ではないかということで、きちっとした委託をやって納税額を上げていくということを目指していきたいと考えております。

定員管理上、専門部署の設置は非常に困難な状況にあると思います。今現時点でも担当職員は非常に残業をしながら事務処理に当たっておりますが、その部分を委託しながら効率化を図りながら納税額を上げていくということを現在目指しているところでございます。

将来的には、外部にふるさと応援寄附に特化した組織を設置することは想定しているところでありますが、今現時点では、そういうような委託方式での納税額のアップを考えているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。時間もあと１０分ということになりました。まだまだ、実は用意しておりましたが、ちょっと省略させていただきます。

事例として、外にそういった窓口をつくって寄附金を伸ばされているとこがありますので、二、三紹介をさせていただきたいと思います。

まず、高原町、これは新聞の記事です。皆さんも多分読まれたと思いますが、昨年から４億２，７００万か、いずれにしろ１．７倍になったと。返礼品開発や見せ方工夫、地域商社取組によって実績を上げたということが出ております。

次に宮崎市、これも新聞の記事ですけども、約５１億円になったと。専属の職員を配置するなど組織体制を強化し、返礼品を充実させるなど戦略的な取組が成功したということで、今年度は、先ほどは５０億と言いましたが、約７０億ぐらいになるだろうということを言われているようであります。やはり専属の職員をつけたということが、プラスの要因ではないかと思います。

次に、お隣の熊本県の南小国町、ここが非常にすごい実績があるなと思って、これ実は私、行

って説明を受けてまいりました。内容は組織を、これ町出資の三セクみたいな感じでつくっていらっしゃるんですけども、ＳＭＯだったかな、ＳＭＯ南小国町だったと思いますが、そういうことで組織でつくられて、簡単に言いますけど、要はここ４年、３年で１億ぐらいだったのが、１０億ぐらいになったということをお聞きしました。

詳しいことはいっぱい聞いたんですが、時間がありませんから説明をしませんが、こういったことをしっかり外部委託とかそういうことをするといいのかなと思ったとこです。

ただ、それが全部いいのかというと、お隣の高千穂町は、昨日行ってちょっと聞いてきたら、逆に減っているんですよということをお聞きして、なかなかやっぱり難しい問題だなということは実感したとこであります。いずれにしろ、ふるさと応援寄附金を増やす考えを何らかの形でしていただければうれしいかなと思うとこであります。

次に、時間がありませんが、最後の私の考えを述べさせていただきたいと思います。

ふるさと納税を増やす方法としても有効だと思うんですが、私は、五ヶ瀬町に新しい特産品をつくってはどうか、それは五ヶ瀬牛をブランド化してはどうかと思います。まずは協議会、いわゆるプロジェクトチームを設立してどうかなと思っております。

このことは、早くても４年から５年は必要だと思いますが、今後、高速道路や県道竹田五ヶ瀬線などが完成するときには、有効な観光資源になるのではないかと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。渡邊議員の五ヶ瀬牛のブランド化についての御質問でございます。

渡邊議員も御存じのとおり、和牛のブランド名は、肥育された期間が一番長い地名が使用されるということになっておりますが、現在は、五ヶ瀬町には肥育農家さんはいらっしゃらない状況でございます。

そしたら、御存じのとおり、畜産を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足に加えて、子牛価格の低迷、飼料・肥料・各種資材の高騰などにより、非常に厳しい状況にございます。

そのため、町の畜産振興会をはじめ、ＪＡ畜産部と連携を図りながら、有効な振興策を検討していく必要があると考えています。今後も引き続き意見交換等をさせていただきたいと考えておりますが、畜産振興会から渡邊議員が言われたようなブランド化等の、そのようなお話があれば、一緒に検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。この話は、町内巡回活動において、畜産農家

生産者と非常に熱く盛り上がった内容でありました。一瞬、夢のような話だなと思いましたが、私も畜産の勉強を４年させていただきましたので、後から考えると、五ヶ瀬町の未来を考えたときに、大変夢のある話だなと思いました。そしてまた、後日、お話をさせていただきました。

昨年の全国和牛能力共進会では、町内で生産された和牛が日本一の称号を獲得されました。実は、私の牛も前々回の長崎大会で、全国大会に種牛の部で出場させていただきました。成績は振るわなかったんですが、和牛生産に対しては、まだまだ熱い思いを持っておるとこであります。

町内消費はもとより、木地屋温泉での食事の提供の際や特産センターでの販売、ワイナリーでの昼間の焼肉やバーベキューの活用、そして何よりも先ほどからの話のように、ふるさと納税返礼品としてフルに活用できるのではないかと私は確信しております。ただ、そのハードルは非常に高いものと認識をしているとこであります。

まず、協議会を立ち上げ、生産者とじっくり時間をかけて協議し、夢の実現へ向けて全身全霊で尽力してまいりたいと思います。どうぞその際は、町としても御理解と御支援のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大変時間がないわけですけども、２番目の質問の令和５年度町長が目指すまちづくりの思い、考え、決意を端的に御答弁をお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　町長です。令和５年度に対する思いということでございますが、令和５年度におきましても、昨年就任したときに述べた所信の基本性に基づき、町民の幸せ向上第一に町政運営に当たってまいります。

令和５年度は、やはりまず台風１４号の災害復旧であります。関係機関と連携をし、計画的な発注をしながら、工事関係者に頑張っても頂きながら、できるだけ早期の復旧を目指していきたいと考えています。

次に、コロナからの復活、元気を取り戻すことを目標にしたいと考えています。全てが元どおりになるとは思いませんが、元気や絆を取り戻す取組を進めていく必要があると考えております。今回の本会議でも提案している予算で、イベント、行事、予算を組ませていただいております。

そして、人口減少・少子高齢化に伴う諸課題に対しては、早急に取り組むべきことは取組を進めてまいります。就任後の最初の予算である令和５年度当初予算において、関連予算を組ませていただきました。

一例を申し上げますと、定住化のための住宅建設、空き家改修、移住定住サポーターの設置、先ほど説明させていただきました。生活の利便性を高めるため、コミュニティバスのデマンド化の実証、高齢者のためのシニアカーバッテリーの補助、それから、買物支援のための移動スーパーの実施、子育て支援として中学生までの医療費の無償化、出産・子育て給付金支援事業、人

口減対策としての出会いの場づくりや、結婚・新生活支援、そういったものに新たに取組をさせていただきます。

そして、将来に向かって検討が必要なものについては、一つ一つ整理をしていきたいと考えています。高速道路整備促進は、関係者と連携を図り推進してまいります。町民が安心して暮らすための防災・減災対策、生活インフラ整備も引き続き取り組んでまいります。

住民の皆様の幸せを実現することが、行政の最大の使命です。愛する五ヶ瀬町のため、未来の子供たちのために、初心を忘れることなく尽力する決意であります。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。大変答弁を急がせて申し訳ありません。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（甲斐　政國君）　これで、渡邊孝議員の一般質問を終了します。

渡邊孝議員に申し上げます。通告にはなかった農業法人の設置、それから山村留学の考え、これ執行部のほうに回答を頂きましたからよろしいんですけれども、次回からは通告書の中にしっかりと書いておいていただくようにお願いしたいと思います。

…………………………………………………………………………………

○議長（甲斐　政國君）　１時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。１０分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

…………………………………………………………………………………

午前11時08分再開

○議長（甲斐　政國君）　休憩を閉じ、再開いたします。

次に４番、太田保義議員、御登壇願います。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。通告に従いまして、次の項目について一般質問を行います。

台風１４号関連工事の工期延長等の対応について。

台風１４号災害復旧工事については、行政機関、工事請負会社などの努力により鋭意進められています。しかしながら、全国的に労働者不足の状況にあり、五ヶ瀬町でも労働者不足が懸念されているところです。このようなことを踏まえ、下記について考えを伺いたい。

１、工期延長願いが提出された場合の基本的な考え方。

２、外国人労働者の雇用相談窓口の開設はできないか。

２番、五ヶ瀬町における少子化対策の推進について。

予想を超えて進行する少子化のために、国を挙げてその対策に取り組む意向が示されている。五ヶ瀬町においても、何らかの独自の対応を考慮すべきであると考慮するので、次の点について意向を伺いたい。

１、第１子への出産祝い金を１０万円に増額してはどうか。

２、医療助成金の対象年齢を１８歳まで引き上げてはどうか。

３、乳児への紙おむつの支給を検討してはどうか。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。

台風１４号関連工事の工期延長等の対応について。

１、工期延長願いが提出された場合の基本的な考え方についてお伺いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。太田保義議員の御質問にお答えをいたします。

１つ目の工期延長願いが提出された場合の対応についてでありますが、まずは、今回の台風１４号の被害概要について申し上げます。

補助災害のみとなりますが、建設課、農林課所管全体で３９７か所、総額約２８億６,０００万円となっております。そのうち令和４年度発注予定が、現時点では９５か所の約５億７,０００万円、全て令和５年度に繰り越すこととなっております。

残りの３０２か所、約２２億９,０００万円が、令和５年度、６年度の２か年に分けて発注する予定となっており、今回の災害復旧事業は３か年をかけて実施していくこととなります。

災害発生後においては、町内の建設業者の方々に、崩土除去や応急工事など早急に御対応を頂いた状況であります。そして、２月の１７日には、町の建設業協会の皆さんと災害復旧計画について意見交換会を行ったところです。

その中の御意見として、下請をお願いできる町外の業者の確保など非常に厳しい状況ではあるが、復旧に向けて協力していきたいという、ありがたいお話を伺っております。

発注側としましても、無理のない適正な工期の設定、計画的な発注に心がけておりますが、工期の延長願いの相談等あれば柔軟に対応していきたいと考えており、町の建設業協会の皆様と御協力を賜りながら、少しでも早い復旧を目指していきたいと考えてございます。以上です。

具体的な内容は、担当課長から答弁をさせます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。詳細な資料をつくっていただいて、ありが

とうございます。

それと、２月１７日に行政の方たちと意見交換会を実際実施されたということで、私たちがまたぎで聞くよりも、よほど行政の方に伝わったと思いますが、よろしかったら、その場に行かれた方の率直な意見を、もしよかったらお聞かせ願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　建設課長。

○建設課長（廣本　憲史君）　建設課長です。太田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

２月１７日に災害計画の情報提供ということで、意見交換会を開催させていただいております。基本的には、これからの発注状況等をお知らせして、計画的な工事施工をしていただきたいというところもございまして、説明会を開催させていただいたところであります。

会議の中で、いろいろ建設業の方からの御意見等も頂いたところなんですが、やはり災害箇所数が多くて、かなりまとまった形で発注を行っていくということで、技術者等の確保等についてのこととか施工計画、それから、箇所等によっては時期的な施工ができる、できないところもございますので、そういった面の不安な意見は頂いたところでございます。

そのようないろいろな御意見は頂いたところなんですけれども、こちらがなるべく情報を供することで、計画的な現場の施工ができるんではないかということで、今後必要な状況があれば、また意見交換の場というのは考えていこうかなと思っているとこです。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。私も実際、さきの勤め場所で、特に法律なんかで報告期日とか契約期日が決まっている分については、かなり苦労した経験があるから、その業者の方の切迫した気持ちが非常によく分かったつもりであります。

でも、そこまで一緒に考えていただけるんだったら、これでお願いしたいと思います。

じゃあ、次に２番の質問に入ってよろしいでしょうかね。

○議長（甲斐　政國君）　どうぞ。

○議員（４番　太田　保義君）　２番、外国人労働者の雇用相談窓口の開設はできないか。

○議長（甲斐　政國君）　外国人労働者じゃなくて、労働者不足の対応ですね。

○議員（４番　太田　保義君）　分かりました。じゃあ……。

○議長（甲斐　政國君）　太田議員の最初の原稿が外国者労働者となっているんですね。

○議員（４番　太田　保義君）　分かりました。じゃあ……。

○議長（甲斐　政國君）　執行部のほうが労働者不足への対応ということでお答え頂ければいいと思いますので。

○議員（４番　太田　保義君）　言い直しましょうか。

○議長（甲斐　政國君）　いや。

○議員（４番　太田　保義君）　よろしいですか。

○議長（甲斐　政國君）　はい。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。外国人雇用労働者の話ということでお答えをさせていただきます。窓口を設置できないかというお話だと思います。

外国人労働者の雇用相談窓口の設定については、御質問でありますけども、外国人労働者の相談窓口につきましては、厚生労働省がその事務を所管してございます。宮崎労働局延岡労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、その相談に当たっていただいております。

県においては、商工観光労働部において事業所向けの外国人技能実習生等受入事業者支援事業を実施し、また、民間ベースで実施している外国人留学生就職採用支援等の取組を情報発信するなど、外国人労働者に対する対応を行っているところでございます。

本町としましては、外国人労働者に特化したものがないですが、労働雇用行政業務担当を兼ねて配置し、これまで事例はないものの、事例等があった場合には、宮崎労働局及び県に事案を送付するなど、適切な対応を取ってまいります。

このようなことから、本県に特化した独自の実施事務としての窓口を開設するということは、現時点で考えてはございません。

以上でございます。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。業者の方から相談を受けたときに、私たちが行くよりか、官公庁の方から一言を添えてもらったほうが非常に心強いんだがという要望あったのは事実なんです。そういうことであれば、それで了解します。この件については、それで結構です。

引き続きまして、要望事項をちょっと述べさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　要望事項。

○議員（４番　太田　保義君）　はい。何かおかしいな。議長、すみません、新聞なんですが、地元のこれ。見ていただいて、２月２３日の地元の新聞で、「地元業者減り機動力低下」となっているんですが、今、五ヶ瀬町では建設業の方が９社、それから諸塚が５社、椎葉村が予算的な関係もあると思いますが、２３社とか伺っているんですが。

それで、今回の工事とか、例えば役場なんかは仕事量に応じて職員の方がぴしっと配置されていますけど、今回の工事によってかなり業者の方に無理が行くちいうか、仕事が多いほうがいい

でしょうけど、こういった体制の場合を考えて、五ヶ瀬町として長期にわたってどれくらいの工事の会社と人員が必要だということをある程度策定して、その計画にのっとって何か事業を計画していったらどうかと思うんですが。要望なんですが。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　要望。この新聞のこれを利用して、労働者不足のことを提起されるのは構わないんですけれども、今、要望というのは……。

○議員（４番　太田　保義君）　聞いてほしいということだけのことなんですけど。回答は要らない。それじゃ駄目なんですかね。

○議長（甲斐　政國君）　いや、回答は要らないんですか。

○議員（４番　太田　保義君）　はい、回答を求めるんだったら、きちっと質問しますけど、こういった記事が載っているけど、そういったことを聞いておいてほしい、ただそれだけのことです。よろしいでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　はい。聞きおくだけということですね。

○議員（４番　太田　保義君）　はい、そうです。何か回答を頂けるんだったら、それでも結構ですけど。大変申し訳ないですけど。

○議長（甲斐　政國君）　分かりました。建設課長。

○建設課長（廣本　憲史君）　建設課長です。太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

町内の建設業の技術者等の人員の把握には、ただいま状況を確認しているところでございますけれども、基本的な考えとしましては、現在、指名競争入札という形で進めさせていただいておりますので、町内業者さんのほうで、そういう形で進めさせていただきたいと考えております。

今後、もしそういう形で不落等が出てきたときには、入札の方法も検討していかなくてはならないなと考えているところでございますが、こちらのほうで、どれだけ人員が必要で、どれだけ労働者が要るという状況をそれぞれ把握して予算のほうにという形の取組については、なかなか行政のほうでするのは厳しいのかなと思っておりますので、入札の方法とかで対策をさせていただきたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。五ヶ瀬町における少子化対策の推進について。

１、第１子への出産祝い金を１０万円に増額してはどうか。お伺いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。太田議員の少子化対策の推進についての御質問にお答えいた

します。

まず１点目の御質問の第１子への出産祝い金を１０万円に増額してはどうかという御質問ですが、昨年の４月から出産祝い金を増額をさせていただいたばかりでございます。これは、これまで近隣町村と比較して本町が低かったという状況もあり、引き上げさせていただきました。現時点では、金額で言えば遜色ない金額になってございます。

また、令和４年４月に遡って、国は出産・子育て応援給付金を創設をいたしました。妊娠の届出時に５万円、出産届出時に５万円を支給するもので、制度の趣旨としましては、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、全ての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るというものでございます。

この制度は、国が３分の２を負担し、都道府県及び市町村が６分の１ずつ負担することになりますし、出産祝い金を増額したばかりでございますので、出産祝い金につきましては、しばらくの間、現行の金額とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。何というんですか、女性が結婚されて妻となり母となる。当然、赤ちゃんができる喜びだと思うんですが、その反面、未知の世界、出産に対する不安は大変大きいもんじゃないかと思うんですよね。

だから、確かに分かります。第１子５万円、１０万円、１０万円、そういった気持ちを考えたら、五ヶ瀬町独自として、そういった人たちの心に寄り添う姿勢、１子だから少ないんじゃなくして、私はできたら１子のほうが多くていいと思うんですよね。よくぞ産んでくれたと。そういう心を持つようになってほしいなという気持ちで、１０万円に増額、本当だったら２０万欲しかったんです。そうすると、その後、Ｖ字型になる、Ｖ字になる。

五ヶ瀬町独自の考え方として、五ヶ瀬町は何で第１子が増えたんかと言われたら、五ヶ瀬町町民の願いとして、こういうことをやったというふうに言えたらいいなと思って質問させていただきました。

でも、これで動いてますから、そういうことで上げただけです。回答はこれで結構です。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　次の質問どうぞ。４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。医療助成金の対象年齢は１８歳まで引き上げてはどうかということですけど、お伺いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。太田議員の２点目の質問、医療助成金の対象年齢を１８歳まで引き上げてはどうかという御質問ですが、こちらのほうは、令和５年４月から１５歳までの医療費を無償化することとしております。拡充をさせていただこうということで、今回予算に上げさせていただいております。

これにつきましても、当面１５歳までを対象として、将来的な引上げの検討の時期が来るかもしれないということでございますが、現時点では現在４月からの取組を１５歳までとさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。趣旨、十分理解しております。私がなぜこんなことを書いたかというと、イギリスだった、どこだった、「揺り籠から墓場まで」という何か福祉のスローガンみたいなのがあったんですね。

五ヶ瀬町は、例えば乳児から成人まで、そういったことで医療助成をやる。ほかの町が、西臼杵３町がやる前に五ヶ瀬がやったら、これはいいんじゃないかと思ってやったんです。そういった気持ちがあって、町長の答えはそれで十分ですけど、私としては、そういったまちづくり、五ヶ瀬町にしてほしいと願いで出しました。そういうことです。

○議長（甲斐　政國君）　ここの質問は、これでよろしいですか。

○議員（４番　太田　保義君）　はい。

○議長（甲斐　政國君）　では、次をどうぞ。４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　乳児への紙おむつの支給を検討してはどうかということをお伺いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。最後の３点目の乳児への紙おむつの支給を検討してはどうかという御質問ですが、これは最初の御質問時に御説明申しました、出産・子育て応援寄附金、国は妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減等につながる経済的支援を一体的に実施することを盛り込んでおります。

出産・育児関連用品の中におむつも含まれておりますので、国の給付金が活用できるものと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田保義です。若干これ窓口で聞いたことがあった記憶が

残っています。そういった、出ているってことを。

私が上げたのは、要するに五ヶ瀬町独自として、子育てにこれだけの余計なお金を使いますよという姿勢ですよね。それが欲しいなと思ったとこです。そういう気持ちで上げた次第で、これで了解しますけれども、なぜこういうことをちょっと質問に上げたかと言いますと、救急車が高千穂から来るようになった、そのとき、ある隣の町の町長さんが書いてあったことが、救急車が高千穂から出るようになって、町民の皆様には非常に便利になったと書いてありました。

これを前の小笠議員にそういうことを言ったら、西臼杵じゃがねえということをおっしゃったですね。それから、昨年の１２月の町長選挙のときに町長立候補された方が、病院を統廃合の話がまとまっております。それはいいんです。それはいいんですけども、何か大変申し訳ないけど、五ヶ瀬町、日之影町、西臼杵の中に２つの町がありますけれども、全てが高千穂町を中心になって回りつつあるんじゃないかろうかという気がするんです。

私、議員として、若干町民の方々に申し訳ない。じゃあ、五ヶ瀬はこんな意地があるんだということで、せめて町民の福祉のために、まずは子育て、ほかの町がやらないようなことをやってやろうじゃないか、そういう意識に目覚めてほしいと思って、この質問を上げた次第であります。回答はこれで満足ですけども、そういった気持ちだけはお酌み取りおき願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　すみません。子育て支援、少子化対策をやらないかんなという思いの中で、当然、子育て支援も少子化対策の中で必要だと考えておりまして、先ほどから申し上げております少子化対策には、初婚の年齢を引き下げるとか、結婚対策も含めて少子化対策をやると、議員もおっしゃられました町の思いとしてやるべきことがあるんじゃないかと、今後ともその思いには沿ってやっていきたいなと思っております。

ただ、これまでも、実を言いますと、我が町近隣には、何ですか、産婦人科がないというようなこともありまして、産婦人科に通うための支援とかいろんなものは、西臼杵３町では先に取り組ませていただいて、ほかのところが追随してきたというような取組は多数やっております。そういう思いで、これまでもやってきたことだけは申し添えさせていただきます。

○議長（甲斐　政國君）　これで、太田保義議員の一般質問を終了します。

………………………………………………………………………………

○議長（甲斐　政國君）　次に、６番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、オンデマンドバスの導入の考えは。

質問要旨、町民の足として長い間、Ｇラインの中型バスが親しまれてきました。中型バスのた

めに、町内全てを網羅することには至りませんでした。導入当時と比べ、さらに高齢化は進み、運転免許証の返納者の方々も年々増加しております。大きく変わってきました。

過去に幾度か取り上げているオンデマンドバスについてでありますが、いよいよ導入の時期が来ていると思われます。導入の考えはないか伺います。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。それではお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。本町のコミュニティバスのデマンド型運行導入についての御質問であります。

御承知のとおり、本町は、宮崎交通路線バス廃止路線に代わる町民の足として、平成１９年１０月からコミュニティバス運行を開始しているところであります。主に病院利用者が大多数を占めるため、五ヶ瀬町国民健康保険病院を起点として運行し、多くの町民の方に利用されてきました。

これまで、乗降調査や利用者からの意見に基づき、路線や便の変更を行うなど、可能な限り運行の見直しを行ってまいりましたが、旧宮交バス路線に対応する路線を基本として路線を編成していることと運行経費の観点から、全ての要望には応え切れない状況もございます。

そのような中、本年度において、デマンド型運行導入可能性調査に取り組ませていただいているところであり、本調査結果を受けて、デマンド型運行を導入したいと考えているところであります。

可能性調査業務の詳細については、担当課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

本年度実施しておりますデマンド型運行導入可能性調査でありますが、これまでの完全な定時定路線型運行であった本町のコミュニティバスのダイヤについて、効率的な運行と町民ニーズに可能な限り応えるため、デマンド化の可能性を専門家に委託して調査しているところであります。

乗降調査に加え、病院受診者への聞き取り調査、コミュニティバス運転手とのすり合わせ等を経て、本町の実情に適したデマンド形態モデルを提示していただき、庁舎内作業部会及び総合交通対策運営委員会で現在検討を重ねており、年度内に五ヶ瀬モデルを作成することとしております。

以上であります。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。今、庁舎内の予定、作業部会と対策の運営委員会で調査内容が進捗しているという状況ですので、進捗内容も含めて、私のほうが幾つかちょっと内容について聞きたいと思います。

まずは、どのような運行方法を考えているのか。幾通りか、定期路線とか自由経路とかありますが、五ヶ瀬ではどういう内容で進めようということで検討されていますか。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

導入の形態についてでありますが、自家用運送・旅客運送は、タクシー等の一般乗用旅客自動車運送事業ではございませんので、町内全域軒先から軒先までのドア・ツー・ドアの運行とはなりません。

現行の定時路線をベースに見直しを図り、便自体をデマンド化する路線の運用と、路線の一部にデマンド区間を設ける運用との併用型が、本町のデマンド型導入に一番適しているとして、今後の方向性を検討しているところであります。

導入後は、数年に一度、ニーズに応じて路線ダイヤの見直しを行いつつ、運行していければと考えるところであります。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。今の五ヶ瀬の運行方法について、よく知ったところですが、今、Ｇラインのバスが動いております。このバスを利用してするのか、小型バスの導入を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

現行のバスを利用することを考えております。小型バスも３台維持しておりますので、それも同時に活用して運行したいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。小型バスの導入については、まだ今考えがないということでありますので、いずれまた必要になるかと思いますけれども、小型バスの導入で、また各小さい集落への配慮というのが必要になってくるのではと思っております。

このデマンドバスについては、国土交通省なりから補助対象になっているということは聞いていますけれども、それを活用する予定はあるんでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

今回の導入調査に関しては、県の補助金を活用してございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　この中で、予約制を取って運行という形も考えているということでありますが、ある地域においては、利用者が電話予約すると、オペレーターがパソコンに入力すると、それが運転手のほうに携帯電話を通じて送信されるという予約配車システムを導入したところもあります。

予約とか、それについては業者でするのか、いわゆる町がするのかというのについては、まだ検討はなされていないんですか。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

現在、路線ダイヤのモデルを検討しているところで、予約方法のシステム等については次年度になるかと思っております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　まだ最終的な詰めが示されるのが来月になろうかと思いますけれども、その時点でまた、今からの会議において検討されてもらいたいと思っております。

それと、利用者が増えるというのは予想されるんですが、免許証の自主返納も、団塊の世代が８０代ぐらいになりましたら、いきなり増えてくるという状態になりますので、利用の運行方法とかそれについては随時変更等、動向によっては内容の変更等というのは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

まず、町内の高齢者が運転免許証を自主返納された場合において、タクシー代を支援する事業を設けておりますけれども、令和３年度からタクシー券に替えて、コミュニティバスの無料定期券のいずれかを選択できるように幅を広げております。

ただ、これまで無料定期券の利用の選択がない状況にあります。

議員御指摘のとおり、今後もニーズに応じて、数年に一度はダイヤを見直しつつ、通行に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。コミュニティバスに無料券を、今の補助の無料券を使っている方は少ないということで、ほとんどタクシーなんでしょうけれども、ただ、タクシーも近場の方は何回も使えますけども、鞍岡とかほかの地の遠い方は数回乗ったら終わりという形でありますので、また、このコミュニティバスの無料券の選択も今後増えていく中で、利用は増えてくるんじゃないかなと考えております。

その中で、最後になりますけれども、運行方法の中の、私がちょっと気になっているのは、電話で予約とか、今現状の中型バスでは行けないところの対応ですね。小さい集落とか、どう取り扱う予定でしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、タクシーとは違って、軒先から軒先までというようなことではありませんで、現行の路線をデマンド化していくという考え方と、乗降調査・ニーズ調査で要望が強かった地域というのがございます。そこには新たに入っていくようにはなると思うんですけれども、全集落をくまなく回るということは想定しております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　これは私からの考えということで、回答を頂かなくても結構ですけれども、一番困っている方たちは何かと言いますと、今ある路線、それより遠く離れた、いわゆる方、小さい集落、そしてそこだけは特にまた高齢化が進んでいて、免許証も返納した、近くにも若い人もいない、誰もいないという状況で、病院に行くのには週に１回ぐらいしか行けないとか、買物にも行けないとかいう人たちが、今後かなり出てくるのが予想されております。

既に私の地域でもそれが予想されていますので、そういうとこにも届くバスという形が理想かと思いますけれども、財政とかいろんな問題がありますのでできませんが、すぐにはできませんけども、そこに行き着くまでの何か方策を考えてもらいたいと思います。

この検討委員会で調査内容がしっかり出てきましたなら、また議会のほうへの報告をお願いしまして、私の一般質問終わりたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　トータルの話をさせていただきますと、今、企画課長が申し上げましたとおり、これまでのコミュニティバス、１９年から運行しておりますが、その中でやっぱり非効率的なところもある、それをこれまでの要望があったところに振り分けていく、そのためにデマンド化を考えていくというのが基本的なところでございます。

ということでございまして、ほかに取り組む手段を、例えば集落支援員の配置とか、８区では

行っておりますが、そのような対策も一方で並行して考えながら、今後ますます交通弱者の対策が必要性を増してくると思います。

あと、コミュニティバスだけでは困難な部分もありますが、それはやっぱり町民の力も借りながら取組ができるようなことを併せ、対策講じていかなければと考えているところでございます。

また、全容が、きちっと説明をさせていただきたいと思いますので、まずは現在、デマンド型を取り入れるということをさせていただきたいなということでございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　これで、佐藤成志議員の一般質問を終了します。

………………………………………………………………………………

○議長（甲斐　政國君）　ここで昼が近くなりましたので、暫時休憩といたします。１３時より開会いたしますので、お集まりください。

午前11時48分休憩

………………………………………………………………………………

午後１時00分再開

○議長（甲斐　政國君）　休憩を閉じ、再開いたします。

次に、２番、小笠原将太郎議員、御登壇願います。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　２番、小笠原将太郎、通告に従い、一般質問を行わさせていただきます。

質問事項、児童公園について。

質問の要旨、定住者・移住者の増加を図るのであれば、児童公園は必要不可欠だと思う。また、人が集う場所として、町外からの関係人口の増加も期待できる。何よりも子供たちが遊べ、子育て世代の親たちの交流の場所ともなり、育児の手助けになる。五ヶ瀬町内に子供たちの笑い声と笑顔があふれる公園を建設すべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたしたい。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　２番、小笠原将太郎です。先ほど要旨をお伝えいたしましたが、そのことについて町長の御意見をお聞かせください。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。小笠原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

児童公園建設の考えについての御質問ですが、令和３年第３回定例会において、同様の御質問を頂いております。その当時から大きく町の方針は変わるものではありませんが、再度、同様の答弁となる部分がありますが、現時点での考えをお答えさせていただきます。

本町の地形は全体的に急峻で、総面積が８８．１％森林が占めております、総面積の。一般的

に平地が少ない状況で、町特有の地形的な背景もあり、平地を造成するためには大きな経費がかかるということで、これまでそういう前提の下、現在がございまして、公園整備につきましても、前回も同様そのようなお答えをして、町有地の有効利用の中で、なかなかそういうことができていないということがございます。

現状、公園的なものということで現状を申し述べますと、子供たちが遊ぶ姿をいろいろなところで拝見させていただきます。一つにはG—パーク、こちらのほう、親子連れでたこ揚げをしたり、ボール遊びをしたりということで、公園として活用されていると思います。

それから保育所、こちらのほうも鞍岡保育所を一般開放しておりまして、そちらのほうはいつでも使っていただける状況になっております。中央保育所については、御希望があればすぐにでも開放してというところでございまして、特に幼児等々につきましては、安全の面からも非常にそういったところを御利用頂くのはいいのかなというところでございます。

それから、同じ公共施設でありますと小学校、こちらのほうも今現在開放しておりまして、トイレも使えるというような状況でありまして、こちらのほうも当然教育施設でありますので、安全性も取っておるということでございまして、そちらのほうもいつでも使える状況であると。

さらには、鞍岡地区の旧鞍岡中学校のグラウンド、そちらのほうにも遊具を設置しておりますし、子供たちが遊ぶ姿を見かけるところでございます。

それから、ワイナリーの広場、そういったところもお子様が親子連れで遊んでいる姿を見ております。

それから、一般の方のところでは、下赤谷の公園とかいろいろなものを設置されているようです。それから、公園ではありませんが、我々小さい頃には、地域のセンターの庭とかが、やはり子供で集まって遊ぶ状況でした。今は、なかなか交通の話とか、車の交通安全の話とかありますので、それをなかなか難しいんでしょうが、先ほど申し上げました、いろんな施設で安全に、いろんな幅広く遊び場としては活用されているのかなということで考えてございます。

子供や子育て世代の親の方々が、憩いの場として交流をし合う、そういったことは非常に大切なことかと存じますが、今のようなことで既存の施設のほうでの、現在も利用されていますが、そこを利用しながら活用してもらうということで、現時点で児童公園に特化した整備の方針はないということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　特化した公園の整備は今のところ考えられていないということで分かりました。

ただ、町長の御説明にありました、町内各地に遊べる場所というのは私も理解しておりますし、

日祭日及び長期の春休み、冬休み、夏休みですか、等は子供たちの声が聞こえて非常にほほ笑ましいなとは思うんですが、私が今申しましておる公園というのは、外部からでも人が集うような、そして言えば、もっと簡単に言いますと、今の若い世代の方たちが公園というと思い描くイメージと、今町長が御説明された公園のイメージというのは、同じ公園になるんでしょうけども、大分かけ離れているのではないかなと思ったりもいたします。

実際、都市部といいますか、ほかの場所に行きますと、いろんな遊具があったり、ローラー滑り台や、それから何ですか、大型の複合的なジャングルジムのようなやつがあったりとか、そういう施設を備えている公園というのが今多くなっていると思われます。

また、そういうところには、人がまた外部からも集まってきて遊ばせているということを、私は目にしております。

ちょっと前後になりますけども、こちら先ほど町長が言われましたように、令和３年の第３回定例会において、私は公園のことについて質問させていただきました。そのときも前町長から、立地的な条件、それから予算の観点ということで、今のところは考えがないということでお伺いいたしましたけども、町民からの要望、若いお母さん、そして子供からの要望としては、公園があるとうれしいよねというのが、声として届いております。

ですので、その辺の要望に対して、町長が今のところは予定はないんでしょうけども、今後、高速道路等の開通、そして道の駅等の整備等が考えられるので、そういう場所に併設でも構わないので、そういう構想というか思いというのはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

なかなか公園の定義がなかなか難しいのと、我々田舎にずっと住んでいると、公園のイメージというか、なかなか都市公園というか、なかなか遊べばいいのかなとか、我々そうだったので、なかなか定義の部分が難しい部分はあるんですが、先ほど申し上げました、町内には遊ぶ場所としてはある。

それを小笠原議員、それを場所があるだけで、遊具がちょこっとあって、それを公園とは少し違うんじゃないか、そういう御意見かなと思います。いろいろ、一つには、子育て世代の方々が今遊んでいる中で、もし不自由とか、さらにこんなものがというものがあったり、この場所にもう少しこんなものがという、新たに造成をして今すぐに何かをするというのは非常に金もかかる、駐車場を造ったり、トイレ造ったり。

そのお金があれば遊具の設置を進めたりとか、具体的に言えば、我々の第２期まち・ひと・しごと総合戦略においても、公園整備というか、遊具の設置が必要じゃないかと。これはやはり皆

さん方の声があるんだよということを捉まえて、今後、そのようなことは計画盛り込んでおりますし、実施をしていこうと。

小笠原議員がおっしゃられた、それも例えば、よそから人を呼ぶ手段としてなるということも、一部はそういう思いも込めて、そういう遊具設置というものは、今現在でも考えてございますが、いついつということがなかなか申し上げられん状況でありますが、研究をしてということで考えております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　今、町長が言われましたように、第２期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第３章の中に（２）の中に、子供が育つ地域づくりという項目がございまして、そこの中に、子供の遊び場環境の整備というのが明記してございます。

内容としては、休日等に子供を遊ばせる環境を整備しますと明記してございますので、ぜひその実現に向けて前向きに、またこれが、また１年半ぐらいしまして、その前に質問しますけれども、町長どうなっておりますでしょうかということができたらないように、遊具の購入、そして、その計画に向けて、特に子供の世代、先ほど町長、未来の子供たちのためにということをお使いになられましたけども、本当の未来で、１００年後の未来の子供ではしようがないと思います。今の子供たちが恩恵を受けれる、今、子供を育てている親たちが恩恵を受けれる、近い将来において実現していただきたいなと私は思います。

そのためには町長の決断と予算、それから、土地がないということは、それは誰が見ても分かります。山間部でございますので、そこに土地をつくって創意工夫をすれば不可能なことはないと思いますし、このたびは高速道路が通りますので、廃土といいますか、トンネルを造った後に出る残土といいますか、それを利用しての平たんな場所の造成も可能ではないかなと私は考えております。

ぜひ今の子供たちに夢のある、そして、子供のときに楽しい思いをすると、また戻ってくると思います、楽しかったねということで。現に、ここにいる方たちで、子供を公園で遊ばせたという方もいらっしゃると思うんですけども、もっと若いお母さんたちになると、多分ほかの場所に子供を連れて行って遊ばせたり、どっか連れていってよということで、子供たちを連れていったりしている方もいらっしゃると思います。

そういう方たちが、五ヶ瀬町にはこういう遊び場があって、こんな遊具があって楽しいんだよということを言えるように前向きに検討していただければなと常に思います。

特に提案なんですけども、五ヶ瀬町は先ほども町長が言われたように、平たんな場所がないということで、滑り台、それから、ちょっと大人向けになりますけども、ジップラインと申しまし

て、言わばターザン遊びというんですかね、昔でいえば。

自分らの頃は、本当ただロープにぶら下がって、ぶらんぶらんするだけで楽しかったような感じですけど、今の子供たちは安全に装具をつけて、高い場所から低い場所に滑り下りていくようなジップラインという遊具があったりもしますので、そういう整備も木地屋、もしくはワイナリー近辺に設置していただければ、それによって滞在時間等も伸びてくると思いますので、その辺は町長、ジップラインや、そういうローラー滑り台ということについては御存じでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　存じ上げております。ローラー滑り台、スライダーもありますが、ジップラインも例えば、私はやったことはありませんが、知り合いの子供を連れていってジップライン体験させたりとか、いろいろなことございます。

遊具につきましては、何ですか、まち・ひと・しごと総合戦略でも掲げておりますので、積極的にといいますか、総合的に判断してよいものを、効果がいろいろあるものをということで考えてございます。

ジップライン等々、ほかにもいろいろ、実際にはアスレチック的なものもあると思うんですが、それも総合的に検討すべきかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　町長は真面目なので、そういう遊具で遊んだことがないのかなと思ったりもしましたけども、そういう経験があるというところで、御存じということで安心いたしました。

やはり楽しい思いをすると、そこの場所がいい思い出となります。ですので、子供たちにいい思い出ができるまちづくり、Ｇ授業等で非常にコミュニケーションが深い五ヶ瀬町の子供たちでございますけども、まだ小さな、要するに幼稚園、保育園、そして、まだ未満児といいますか、小さな子供たちが笑顔で遊べるような、そして、それをお母様方が、お父さんたちも子育て世代の方たちが、お昼弁当を持って五ヶ瀬町に遊びに行って、子供たちの遊んでいる姿を見て、楽しかったね、お金もかからずに遊べたし、空気もいいし、お水もよかったけど、木地屋でお風呂入って帰ろうかとか、ワイナリーに行ってワインの試飲をして帰ろうかというような一つのきっかけになり得ると思います。特に、そういうような場所を多く見かけると私は感じております。

ですので、子供たちだけのということではなく、五ヶ瀬町の将来の発展のための一つの起爆剤、呼び水になり得ると、私は公園というのはなると思っておりますので、ぜひ町長の前向きなお考えと実現に向けての、できない理由というのはもう十分分かりました。平たんな土地がなく、予

算が限られているというのは重々分かりましたけども、できるような工夫を行っていただき、そして、近い将来に児童公園、胸を張って五ヶ瀬町の五ヶ瀬何公園にいたしましょうか、そういう名前も公募して、みんなが喜んで、わざわざ近隣から車で来るような公園を整備していただければと思いまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐　政國君）　これで、小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

○議長（甲斐　政國君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次回は、３月８日午前１０時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後１時17分散会

３日目

令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会会議録

（総括質疑）

令和５年３月８日

○ 会議に付した事件

日程第　１．　　議案第３２号
　令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について

日程第　２．　　議案第３３号
　令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について

日程第　３．　　議案第３４号
　令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について

日程第　４．　　議案第３５号
　令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について

日程第　５．　　議案第３６号
　令和５年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について

日程第　６．　　議案第３７号
　令和５年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第　７．　　議案第３８号
　令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について

日程第　８．　　発議第１号
　予算審査特別委員会の設置について

○ 出席議員（７名）

１　番	甲斐　義則　議員	２　番	小笠原　将太郎　議員
３　番	田中　春男　議員	４　番	太田　保義　議員
５　番	渡邊　　孝　議員	６　番	佐藤　成志　議員
９　番	甲斐　政國　議員		

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫　幸弘
教　育　長	渡木　秀明
監査委員	後藤　　栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副　町　長	濵川　哲一	農林課長	増永　　稔
総務課長	田原　昭生	建設課長	廣本　憲史
企画課長	北島　隆二	会計室長	垣内　広好
町民課長	齊家　　晃	教育次長	菊池　光一郎
福祉課長	武内　秀元	病院事務長	奥村　和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤　重喜	書　　記	那須　香織

午前９時59分開議

○事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐　政國君）　ただいまから本日の会議を開きます。

―――――――――――・――――・―――――――――――

日程第１．議案第３２号

日程第２．議案第３３号

日程第３．議案第３４号

日程第４．議案第３５号

日程第５．議案第３６号

日程第６．議案第３７号

日程第７．議案第３８号

○議長（甲斐　政國君）　お諮りします。日程第１、議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第７、議案第３８号令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの７件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第１、議案第３２号から日程第７、議案第３８号までの７件は、これを一括議題とします。

本７件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。３番、田中春男議員。

○議員（３番　田中　春男君）　３番、田中です。議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について、議案書のページ、４０ページの下のほうに、イベント事業補助金１，０００万円とありますが、今年は町民挙げてのイベントを開催される計画でしょうか。また、実施されるのであれば、どのような内容で実施されるのか、そこをお聞きします。

○議長（甲斐　政國君）　町長。

○町長（小迫　幸弘君）　町長です。具体的内容は、委員会の中で各課長、担当が御説明を申上げると思いますが、これはコロナ復興に対してという私の思いもありまして、お答えさせていただきます。

議員がおっしゃったとおり、イベント事業補助金につきましては、町主催でといいますか、実行委員会、公式かもしれませんが、ほかの団体も併せてということ、まだ想定なんですが、そういった中でイベントを開催したいというところで補助金を組ませていただいております。中身に

つきましては、まだこれから進めるということでございます。

以上です。

○議員（３番　田中　春男君）　はい、分かりました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算、７６ページ、商工振興費負担金補助及び交付金、特産品開発事業補助金と５０万円ありますが、これは毎年５０万補助金が出ているようでありますが、令和４年度、今年度はどのような特産品の開発が行われたかお尋ねします。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。令和４年度については、トマトソースの開発を行っております。一応、ふるさと応援寄附の返礼品開発枠ということで取り組ませていただいております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　１番、甲斐　義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　それはもう商品化になったのでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。商品化になっていると思います。

以上です。

○議員（１番　甲斐　義則君）　分かりました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　２番、小笠原将太郎です。議案第３３号令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算の議案書９ページの中の、施設保安管理というのがございます。３，４００万円。これは前年度に比べると増えているのは、件数が増えたということで理解してよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　建設課長。

○建設課長（廣本　憲史君）　建設課長です。小笠原議員の御質問にお答えします。施設の管理業務に対する委託料ということなんですが、管理に対する資材とかの高騰とか、管理品に関する部分が高騰している部分で、若干見積り等が高くなってきているということで、昨年度より上がっているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　理解できました。大分、前年度に比べると９００万円近く上がっておるのがすごいなと思っておるんですけども、これ、毎回私はお聞きしているのですが、同じ業者さんがずっとこの委託は受けられているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　建設課長。

○建設課長（廣本　憲史君）　基本的には同じ業者さんのほうで委託をお願いしているところでございます。

　また、詳細については、具体的には、増額の部分については、特別委員会のほうで具体的に御説明させていただきたいと思います。

　以上です。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

　以上です。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田です。議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算書の６０ページ。負担金補助及び交付金、西臼杵広域行政事務組合費衛生費負担金、９，７００万円。前年度からすると１，０００万円近く上がっているんですが、この上がった根拠と、もう一点は、よろしかったら、費用対効果から見てどう考えられるか、お伺いします。

○町民課長（齊家　　晃君）　町民課長です。太田議員の質問にお答えいたします。

　負担金の増額につきましては、今般の燃料費高騰等の影響しておりまして、そちらのほうの負担が上がっているのが一番の理由だと考えております。

　以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　燃料費だけでこれだけになるんですか。大変きつい質問かと思いますけど。

○議長（甲斐　政國君）　町民課長。

○町民課長（齊家　　晃君）　町民課長です。詳細については、予算審査の特別委員会のほうでお答えをさせていただきたいと考えております。

　以上です。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田です。了解しました。

　それと、もし、よろしかったら、費用対効果の件、お答えできたらお答え願いたいんですけど。

○議長（甲斐　政國君）　予算の審査の総括でありますので、費用対効果とかいうことになると、

また別の質問になろうかと思いますので、一般質問等で上げていただければというふうに思います。

○議長（甲斐　政國君）　４番、太田保義議員。

○議員（４番　太田　保義君）　４番、太田です。了解しました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算書というところの７５ページです。ちょっと今発信したけど、行ったかどうか分かりませんけども、商工振興費の部分です。昨年度から比べると、商工振興費のところの部分ですが、比較のところで見ますと、４，２００万、３００万ほどですかね、増えているということですが、その理由、根拠というか、それと、そのページの一番下に、ふるさと納税業務委託の２００万とありますが、この中身についてもちょっと御説明を頂きたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　企画課長。

○企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

商工振興費全般的に４，２００万ほど増額になっているのは、２０番の貸付金ですね。第三セクター貸付金が増額しているというようなことです。その次のふるさと納税業務委託料につきましては、今般、令和４年度につきましては、楽天サイトの運営業務というところだけの委託だったんですけれども、来年は返礼品の発注業務、その他のサイトの運営業務まで委託をしようと考えております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　分かりました。また、詳しい内容は予算審査の中でお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算、９７ページ、文化財保護費委託料、ユネスコ無形文化財遺産保護継承事業委託料ということで、１１８万１，０００円上がっております。県内初の世界ユネスコ無形文化遺産に荒踊が登録をされました。大変ありがたいことですし、大変うれしいことであります。マスコミ等にもかなり取り上げられましたが、今後、荒踊に対して、町としてどのような取組をされますでしょうか。お聞きします。

○議長（甲斐　政國君）　教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君）　教育次長です。ただいまの甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。議案書９７ページ、文化財保護費の委託料、９万１，０００円の分でございますが、ここに

ユネスコ関係のことがございます。荒踊につきましては、ユネスコ登録されましたけれども、この紹介動画、荒踊の報道が今後行われると思いますけれども、その動画を記録いたしまして、残す、というところの事業ということで、この事業を考えておりますし、今後そのような文化財保護の部分についてもしっかりと残していきたいというところで、この予算については、記録動画の準備というところで予定をしております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　これは、委託料ということでありますが、今後、荒踊に対しての御支援等の考えはないでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君）　教育次長です。荒踊の保存、継承につきましては、小学校のほうでも継承を教育していくということで、保健者の部分の育成等も行っておりますけれども、保存団体との意見交換もさせていただいておりました。今後、引き続き文化財の保護、そして荒踊の保存というところで、その他の文化財の保護も含めて、今後どのような形で残していけるのか、保存会の方々の意見を聴取しながら、しっかり取り組んでいきたいと思いますけれども、詳細については、今後またそれぞれの話合いの中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。今言われましたように、保存会の意見をしっかりと聴いていただいて御協力をしていただければと思います。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。３番、田中春男議員。

○議員（３番　田中　春男君）　３番、田中です。議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について、議案書のページ、１０ページ。森林環境譲与税、今年も５，０００万強の予算が計上されていますが、かなり基金のほうも積立てがされていると思いますが、今後、この森林環境譲与税について、どのような活用をお考えでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　農林課長。

○農林課長（増永　　稔君）　農林課長です。ただいまの田中春男議員の御質問にお答えいたします。この森林環境譲与税につきましては、一応、この充当する事業等についてとか、活用についての基本方針案をただいま作成しておりまして、それに基づいて、様々な事業に活用していこうと思っておりますが、大きなものとしては、まずは森林整備、適正な森林整備を行っていくということ等と、また、担い手の支援、また林道等の今後の維持管理に努めていくというものが主なものではありますが、いずれにしましても、森林環境譲与税の基本的な方針に基づいて行ってい

くということであります。

　また、この基本方針については、また改めて御提示させていただければというふうに思っております。

　私からは以上であります。

〇議長（甲斐　政國君）　３番、田中春男議員。

〇議員（３番　田中　春男君）　３番、田中です。この森林環境譲与税というのは、町にとっては大事な財源の一つになろうかと思いますので、町民にとって有効なる活用をお願いしておきます。

　以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。６番、佐藤成志議員。

〇議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。議案３２号令和５年度一般会計予算についてであります。３９ページを御覧ください。中ほどに、地域活性化拠点エリア整備構想委託業務とあります。この内容と、委託先についてお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　企画課長。

〇企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。地域活性化拠点エリア整備構想委託業務ですけれども、本年度構想の策定を委託しております。今後進めていく上で、フォローアップが必要というようなことで、今年度、委託をしている会社に引き続きフォローアップの面でお願いしたいということで計上しているものです。

　以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。２番、小笠原将太郎議員。

〇議員（２番　小笠原将太郎君）　２番、小笠原将太郎です。３２号議案の中の教育費、９７ページでございます。町民センターの管理費の中で、空調設備保守点検委託料、６１万円というのがありますが、この実情といいますか、どのような点検整備がされているのかお聞きしたいです。

〇議長（甲斐　政國君）　総務課長。

〇総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。小笠原議員の御質問にお答えします。町民センター管理費の委託料ですが、これは通常の空調ということで、エアコン関係の委託料で毎年発生するものになります。ただ、施設が非常に古くなっていて、それに伴う修繕等も発生してきているんですけど、これは毎年業者と契約していかなければいけない案件になっております。

　あと、詳細につきましては、委員会のほうで報告いたします。

〇議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

〇議員（２番　小笠原将太郎君）　２番、小笠原将太郎です。先日行われたイベントで空調施設が壊れておりまして、高齢者の方々が非常に寒い思いをされたという現実が起こりました。また、この庁舎があるので、あれなんでしょうけども、いざというときに使われるような施設だと思い

ますので、その辺の管理はよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。５番、渡邊孝議員。

〇議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。議案３２号、一般会計になると思いますが、私たち議員のほうにタブレットのほうに主なソフト事業と投資的事業ということでお配りを頂いております。その中にあったやつで、こっちの一般会計予算書にどこにあるのかなあと思ったけどちょっと分からなかった部分がありますので、お聞きしたいと思います。

主なソフト事業の５の１という、用紙の中ほどからちょっと下の、地域おこし協力事業１，９７０万ほどですが、これについてちょっとお聞きします。

令和５年度は、大体、大体じゃないですが、何名になる計画かという、まず人数のことと、この予算は、まあ、地域おこし協力隊に関しては、国の事業でそういった、報酬というか、給料等が出るのかなと思うんですけども、これがこの中に入っているのか、ではなくて、例えば何か施設とか改修とか、何ていうか違う備品を購入とか、そういった部分があるのかなと思いましたので、申し訳ないですけどここをお聞かせください。

〇議長（甲斐　政國君）　企画課長。

〇企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

議案３２号の３８ページになる部分になるかと思います。地域振興費、会計年度任用職員の給料とか報酬になる部分になるんですけれども、議員御指摘のとおり、地域おこし協力隊の経費になってございまして、次年度については５名を想定しております。まだ確定ではないんですけれども。

議員のおっしゃるとおり、財源は国の特別交付税で措置されるものとなっております。この中に様々な経費が入っているんですけれども、活動費だったり、企業支援の部分だったり、公用車のリース代だったり、パソコンのリース代だったり、そこら辺を含めて全て特別交付税で賄っているものであります。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

〇議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。今の御説明で大体分かったんですが、内容としては、報酬とか給与も含まれているということでよろしいでしょうかね。

〇議長（甲斐　政國君）　企画課長。

〇企画課長（北島　隆二君）　**渡邊孝議員の**質問にお答えいたします。お見込みのとおりです。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

〇議員（５番　渡邊　　孝君）　はい、分かりました。また詳しい内容は、予算審査のほうでお伺いしたいと思います。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。６番、佐藤成志議員。

〇議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。議案３２号、一般会計予算についてです。

ページ数は３６ページになります。

中ほどに、人づくり事業費という形で、その予算度２５０万円。人づくり支援事業補助金とありますが、内容についてお願いします。

〇議長（甲斐　政國君）　企画課長。

〇企画課長（北島　隆二君）　企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

詳細につきましては委員会のほうで御説明いたしますが、例年行っている人づくり支援事業に１００万円、それと、各年で行っておりました教育委員会が実施します新得町交流事業２５０万円で計上しております。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　よろしいですか。ほかにありませんか。１番、甲斐義則議員。

〇議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。議案第３２号、令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算５０ページ、民生費、工事請負費、福祉センター屋根改修工事費２，６７４万１，０００円とありますが、これは完全改修でしょうか、一部改修でしょうか。

〇議長（甲斐　政國君）　福祉課長。

〇福祉課長（武内　秀元君）　福祉課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

一部になります。玄関入って左側のほう、一番端っこにデイサービスがあるんですけど、あちらが一番雨漏れが激しいということで、金額ベースでいうと４０％程度の金額、全面改修にしたときに額を１００％として予算がついたのが４０％程度ということで、左側半分ということになります。ですので、残りはまたその次の年度あたりでということで考えて要求しようというふうには思っています。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　１番、甲斐義則議員。

〇議員（１番　甲斐　義則君）　福祉施設でありますので、一部改修ということでありますけれど、なるべく早く改修することが望ましいかなと思うところであります。

終わります。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。２番、小笠原将太郎議員。

〇議員（２番　小笠原将太郎君）　同じく３２号議案でございます。

土木費の中の道路橋梁費。ページで言いますと８２ページ、河川総務費の中の重機使用料で

５０万円というのが上がっておりますけども、この５０万円でおいてどのような内容、用途の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐　政國君）　建設課長。

○建設課長（廣本　憲史君）　建設課長です。重機使用については一応、河川等における土砂退けとか、そういった重機による撤去等が行われる場合に使用する予算ということで計上させていただいておりますので。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　２番、小笠原将太郎議員。

○議員（２番　小笠原将太郎君）　河川の堆積した土砂というのはやはり住民の方々に不安を覚えさせる、台風等によって増水の可能性もそれによって増えると思いますので有効に使っていただきまして、住民の皆様の安心・安全な生活を守るようにお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　６番、佐藤です。議案第３２号、５年度の一般会計予算です。６７ページを御覧ください。

中ほどに工事請負費、そのまた右のほうに、県単の営農飲雑用水施設整備工事４，９００万円ほど上がっております。

いろんな箇所からこの水道工事は上がっているんですけれども、今回はこの工事については、地域はどこでありましょうか。

○議長（甲斐　政國君）　建設課長。

○建設課長（廣本　憲史君）　建設課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えしたいと思います。

この営農飲雑用水工事につきましては、魅力ある地域づくり事業ということで、継続の内の口地区、それから新規事業ということで大平地区を予定しているところです。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。５番、渡邊孝議員。

○議員（５番　渡邊　　孝君）　５番、渡邊孝です。議案第３２号令和５年度の一般会計予算書からになります。

８３ページになります。中ほどにあります１４の工事請負費です。

住宅建設工事で１，３００万ということですが、これは新しく、また昨年住宅を建てていただきましたけども、本年度もこういう計画があるということで理解していいのか、もし、そういうことであれば、場所等が分かれば場所等をお示しいただければありがたいと思います。

それとその下に、銀世界住宅敷地舗装工事とあります。これ前々から住民の方が非常に要望さ

れていたことで、実施されるということで非常にありがたいなと思います。

入り口のブロックが非常に邪魔になるということで、要望、要望というか、御意見頂いておりましたが、これもこの工事費に入っているかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長（甲斐　政國君）　総務課長。

〇総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。渡邊議員の御質問にお答えします。

まず住宅建設工事の１，３００万円の御質問ですけど、これにつきましては、今現在、銀世界住宅のほうを１棟建てておるんですが、そこの空き地も含めた中で町有地の有効活用できるところがあればということで、１，３００万円の予算を計上をさせていただいております。

あと、銀世界住宅の敷地舗装工事につきましては、全体的な舗装のやり直しと、あと、先ほど渡邊議員が申されました入り口の改善も含めて取り組めたらということで、今のところ３８５万円の予算を計上をさせていただいております。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　５番、渡邊孝議員。

〇議員（５番　渡邊　　孝君）　渡邊孝です。はい、分かりました。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。町長。

〇町長（小迫　幸弘君）　町長です。いろいろ御質問ありがとうございます。

全体的な考え方について、やはり申し述べておったほうがいいかなと思いまして、発言をさせていただきます。

今回の提案理由でも申し上げたとおり、それから一般質問でもいろいろ申し上げましたけれども、今年度は特に台風１４号からの復旧と、それからコロナからの復興、そして物価高騰の影響軽減等々、それからデジタルトランスフォーメーション推進による行財政改革、脱炭素社会づくりの推進を通した持続可能な社会づくり、それから町外への積極的、効果的な情報発信によるシティプロモーションの推進に取り組むことというのが今回、昨年の１０月、予算編成に当たっての大きなそういうくくりの中でいろいろ考えて、対応していこうね、というのが予算編成方針です。

さらに申し上げますと、とは言いつつも地方交付税交付金に頼った、構造的には脆弱な財政構造にあるので、知恵を出しながら、予算がない部分は知恵でカバーしようやというようなことも含めて、計画的に事業を推進する、長期的な視点に立って事業を推進するということで予算を組ませていただいております。

さらには、これまで大きな課題である人口減少、少子高齢化の課題ですね、それに向かっても取り組むぞということで予算の中にいろいろ、この間も説明させていただいたとおり、先ほどもありましたが、住宅建設とか空き家の改修とか、コミュニティバスの関係とか、買物支援の移動

スーパーとか、子育て支援のための医療費の無償化とか、いろんなものをやらせていただきました。先ほどからいろいろ出ておりましたことに対しても、例えば、森林交付税が今まで基金積んで何も使わんかったね、ということに対しても、先々週ですかね、山会議というのがありまして、そこで委員の方々にも方針をお示しして、今後はきちんと使っていきましょうねということをいろいろ議論させていただいて、有効利用するというようなことで考えてございます。

それから、ユネスコのお話もございました。本当に世界の感銘を頂いているということであります。

ただ、行政側だけ、それから住民側だけということではなくて、やはりどう取り組んでいくかというのを丁寧にですね、今、その、まだ議論がスタートしたばかりなので、丁寧にこれをやったほうがいいのかなと思っているところです。

当然、一緒になって盛り上げていくということをやりたいと思っております。これについては県のほうにもいろいろ御支援も頂いたりということであります。

伝承していくのは当然やっていくと。あとは知らせていくとか、いろんな幾つかのカテゴリーで整理をしながら、住民の方々と一緒にやっていったらいいのかなと思っております。

それから、エリア構想の話もありましたが、まだまだちょっと町全体を通して今後どうしていったらいいのかということも含めて、保管的に議論していかないかんかなということで、そういう予算組みということになっているというところです。

それから、施設の話が出ましたけれども、国全体そうなんですが、これまで整備したものの維持、補修、管理、そういったものが今後大きな、負担と言うとなんですが、財政支出を伴うということでありまして、これまで手をつけられなかった福祉センターについては改修をさせていただいて、もう現場の人たちはやはりデイサービスのところですね、左の、これは一番いかんわという話だったので、そこは何とか手をつけて改修させていただく。さらには、これ道具も入っていましたかね。

さらには道具も、雨漏りがあって、さきの台風災害の折の避難所として使わせていただきましたが、そのとき大変な雨だったのでというのもあるんですが、その部分についても雨漏り改修等々をやらせていただくというようなことで、補助金を使ってということなんですが、計画的に補助金も取りに行きながら、そういう改修等々については、どうしてもやらないかん部分はやっぱり計画的にやっていくということに手をつけていくということで予算組みをしております。

それから、地域おこし協力隊集落支援員、これは特交で対応できるということでありますので、人口増員に向けての対策になりますので取組を進めるということで増員させていただいておるということでございます。

それから、一番最初にありましたイベント、これにつきましては全体で盛り上げていただいて、

やはり人が一緒に顔を見合わせながら地域を盛り上げるということはやっぱり基本かなということで、これについてはまた、たくさん呼びかけて、ぜひぜひ盛り上げていただいてということです。あと、関係機関のいろんなイベント等々も計画されると聞いております。そちらのほうも全体でみんなで盛り上げていくような今年の１年になればいいかなと思うところです。

途中途中出ておりましたが予算の中にもたくさん、先ほど人づくり支援事業とか、ソフト事業を組んでいるんですが、なかなか活用というところが少ない部分もあったりしますのでぜひぜひ予算を有効活用、これ町民の方にもしていただいて町の活性化につながればなという思いでございます。

以上、予算編成に当たっての思いでございます。

あと、特別会計につきましては必要な予算をきちんと組ませていただくというのが基本でございますので、そういう内容になってございます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、町長のほうから令和５年度予算の基本的な考え、台風１４号災害後の復旧・復興でありますとか、コロナ後の対応、それからＤＸの推進、脱炭素社会等々、お話を頂いたところであります。

この後、予算審査が予定されておりますので、その中でしっかりと議員の皆様方聞いていただきたいというふうに思います。

改めてお伺いします。ほかに質疑はございませんか。６番、佐藤成志議員。

○議員（６番　佐藤　成志君）　あと１件だけお願いします。３２号の一般会計予算です。発信します。

６８ページにあります。委託料の中に、人・農地プラン、目標値と作成業務というのがあるんですが、その上のほうに人・農地検討委員会報奨金というのもありますので、どういうのを目指しているのか、この目標地というのをちょっとお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　農林課長。

○農林課長（増永　　稔君）　農林課長です。ただいまの佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

この、人・農地プランにつきましては、以前からあるわけなんですが、国のほうが令和６年度までに人・農地プランの実施化といいまして、話合い活動をしてそれぞれの地域の将来の農業の在り方を地図等に落として、この後は誰が守るかというような具体的な目標地図を作成しなさいということになっております。それで、その農地プランの中身を検討いただくような委員会と併せてこの委託料につきましては、いわゆる地図の作成プラス地域に入って話合い活動、コーディネートしていただく、そういった業者にそのあたりをお願いして、地域の中に入っていきたいと

いうところでの委託料を組ませていただいております。

以上であります。

○議長（甲斐　政國君）　よろしいですか。ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．発議第１号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第８、発議第１号予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第３２号から議案第３８号までの７件につきましては、７人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、本７件については、７人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第７条の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。正副委員長についても、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、委員はお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

正・副委員長については、委員長に太田保義議員、副委員長に小笠原将太郎議員の両名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、委員長に太田保義議員、副委員長に小笠原将太郎議員の両名に決定しました。

予算審査特別委員会の設置期間は、第１回定例会が閉会するまでとします。

予算審査特別委員会の委員長は、３月１７日の本会議において、審査の決定を報告願います。

――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（甲斐　政國君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、３月１７日午前１０時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうもお疲れさまでした。

○事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。

午前10時41分散会

4日目

令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会会議録

（最終日）

令和５年３月１７日

○ 会議に付した事件

日程第　１．　議案第３号
　財産の処分について

日程第　２．　議案第４号
　特に重要な公の施設の廃止について

日程第　３．　議案第５号
　五ヶ瀬町個人情報保護施行条例の制定について

日程第　４．　議案第６号
　五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定について

日程第　５．　議案第７号
　五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について

日程第　６．　議案第８号
　五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について

日程第　７．　議案第９号
　五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第　８．　議案第１０号
　五ヶ瀬町職員の再任用に関する条例の廃止について

日程第　９．　議案第１１号
　五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第１０．　議案第１２号
　五ヶ瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第１１．　議案第１３号
　五ヶ瀬町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正について

日程第１２．　議案第１４号
　五ヶ瀬町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について

日程第１３．　議案第１５号
　五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第１４．　議案第１６号
　五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第１５．　議案第１７号
　五ヶ瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

日程第１６．　議案第１８号
　五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第１７．　議案第１９号
　公の施設に関する条例の一部改正について

日程第１８．　議案第２０号
　五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第１９．　　　議案第２１号
　　　　　　　　　　五ヶ瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第２０．　　　議案第２２号
　　　　　　　　　　五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第２１．　　　議案第２３号
　　　　　　　　　　五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について
日程第２２．　　　議案第２４号
　　　　　　　　　　五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第２３．　　　議案第２５号
　　　　　　　　　　五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について
日程第２４．　　　議案第３２号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について
日程第２５．　　　議案第３３号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
日程第２６．　　　議案第３４号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
日程第２７．　　　議案第３５号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第２８．　　　議案第３６号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
日程第２９．　　　議案第３７号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第３０．　　　議案第３８号
　　　　　　　　　　令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
日程第３１．　　　議案第３９号
　　　　　　　　　　町道の認定及び廃止について
日程第３２．　　　議案第４０号
　　　　　　　　　　工事請負契約の締結について
日程第３３．　　　発委第１号
　　　　　　　　　　五ヶ瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第３４．　　　発議第２号
　　　　　　　　　　議員派遣について
日程第３５．　　　委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（７名）

１ 番	甲斐 義則	議員		２ 番	小笠原 将太郎	議員
３ 番	田中 春男	議員		４ 番	太田 保義	議員
５ 番	渡邊 孝	議員		６ 番	佐藤 成志	議員
９ 番	甲斐 政國	議員				

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教育長	渡木 秀明
監査委員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副町長	濵川 哲一	農林課長	増永 稔
総務課長	田原 昭生	建設課長	廣本 憲史
企画課長	北島 隆二	会計室長	垣内 広好
町民課長	齊家 晃	教育次長	菊池 光一郎
福祉課長	武内 秀元	病院事務長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書記	那須 香織

午前９時59分開議

〇事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。御着席ください。

〇議長（甲斐　政國君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．議案第３号

〇議長（甲斐　政國君）　初めに、日程第１、議案第３号財産の処分についてを議題とします。

本件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。１番、甲斐義則議員。

〇議員（１番　甲斐　義則君）　１番、甲斐義則です。この財産処分についてですが、１２月の補正予算で不動産売払収入で２，４００万と上がっておりまして、今回の処分価額が１，５４０万円ということでありますが、この差についての御説明をお願いいたします。

〇議長（甲斐　政國君）　総務課長。

〇総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えします。

まず、１２月補正予算で上げた時点では、町有林の原目とそれと上長峰というところの合わせて１２ヘクタールを売却予定でありました。その金額として、大体概算の予算ということで上げておったんですけど、上長峰のほうがちょっと、原目のほうをまず切らないと上長峰に手がつけられないということで、合わせて１２ヘクタールあったんですけど、原目だけということで4ヘクタールになりました。金額の差につきましては、補正予算のほうで減額しているところです。

以上です。

〇議員（１番　甲斐　義則君）　分かりました。

〇議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。３番、田中春男議員。

〇議員（３番　田中　春男君）　３番、田中です。この原目の財産の処分につきましては、まず、入札だったとは思いますけども、何者ぐらい参加されたんでしょうか。

〇議長（甲斐　政國君）　総務課長。

〇総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

提案理由のほうでも町長のほうが申されましたが、売買につきましては、町内の住民登録をしている個人または事務所を有する法人等を対象に、令和４年１２月２３日から令和５年１月２２日まで公募を行いました。その結果、３者から見積りの提出があって、そのうちの１者ということでの契約になります。

以上です。

〇議長（甲斐　政國君）　３番、田中春男議員。

〇議員（３番　田中　春男君）　山林の入札で見積書の提出とか、ある部落、町内巡回のときに聞

いた話なんですけど、ある業者の方から、見積書を提出してくれと役場から言われたということですけど、これは、私たちは山林入札が初めてのことだという話を聞いたんですが、これは事実なんでしょうか。もし事実であれば、その経緯についての説明をお願いいたします。

○議長（甲斐　政國君）　総務課長。

○総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

町有林をこれだけ大規模に伐採してという事例は今までなかったと思います。

担当課としましても、どういった形がいいかということでいろいろ検討した結果、材積調査等は森林組合のほうで行っておりますので、それに基づいたところで、大方これぐらいで売れるんじゃないかということで考えておりました。思いのほか１町当たりの単価にすると非常に高く売れて、担当課としてもちょっとびっくりしているんですけど。

これがベースに今後なって、今からの町有林の売却についても、この金額が全てベースになるとは思いませんけど、場所がいいところであったというのが条件の一つではあったみたいですが、そこを勘案しながら、今後の発注につきましては、今回のような見積入札にしたほうがいいのかとか、また、入札を指名にしたほうがいいのか、とかは考えながらいきたいと思ってます。

以上です。

○議長（甲斐　政國君）　３番、田中春男議員。

○議員（３番　田中　春男君）　３番、田中です。今回の入札は見積入札だったということでしょうか。

○議長（甲斐　政國君）　総務課長。

○総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

提案理由にもありますとおり、公募を行った中で、その期間の中で、各者見積りを上げられたということになりますから、その見積りについて期限が来た後で一斉に開封して、その中の一番高かった業者ということでの契約になります。だから、入札方式ではなかった、通常のですね、ということであります。

以上です。

○議員（３番　田中　春男君）　はい、分かりました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。１番、甲斐義則議員。

○議員（１番　甲斐　義則君）　確認ですけど、この財産処分について杉が１，９７３本、ヒノキが２２９本で３，０００立米というのは、森林組合の毎木調査で出された数字ということでよろしいですか。

○議長（甲斐　政國君）　総務課長。

○総務課長（田原　昭生君）　総務課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○議員（１番　甲斐　義則君）　分かりました。

○議長（甲斐　政國君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第３号財産の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．議案第４号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第２、議案第４号特に重要な公の施設の廃止についてを議題とします。

本件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第４号特に重要な公の施設の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．議案第５号

日程第４．議案第６号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第３、議案第５号五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例の制定についてから、日程第４、議案第６号五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定についてまでの２件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第３、議案第５号から日程第４、議案第６号までの２件は、これを一括議題とします。

本２件については、３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本２件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第５号五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．議案第７号

日程第６．議案第８号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第５、議案第７号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正についてから、日程第６、議案第８号五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正についてまでの２件

は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第５、議案第７号から日程第６、議案第８号までの２件は、これを一括議題とします。

本２件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本２件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第７号五ヶ瀬町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第７．議案第９号

日程第８．議案第１０号

日程第９．議案第１１号

日程第１０．議案第１２号

日程第１１．議案第１３号

日程第１２．議案第１４号

日程第１３．議案第１５号

日程第１４．議案第１６号

日程第１５．議案第１７号

日程第１６．議案第１８号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第７、議案第９号五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正についてから、日程第１６、議案第１８号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの１０件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第７、議案第９号から日程第１６、議案第１８号までの１０件は、これを一括議題とします。

本１０件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本１０件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第９号五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０号五ヶ瀬町職員の再任用に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号五ヶ瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号五ヶ瀬町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号五ヶ瀬町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第１５号五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号五ヶ瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第１７．議案第１９号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第１７、議案第１９号公の施設に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから、起立によって採決します。議案第１９号公の施設に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第１８．議案第２０号

日程第１９．議案第２１号

日程第２０．議案第２２号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第１８、議案第２０号五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第２０、議案第２２号五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの３件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第１８、議案第２０号から日程

第２０、議案第２２号までの３件は、これを一括議題とします。

本３件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本３件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第２０号五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号五ヶ瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

日程第２１．議案第２３号

日程第２２．議案第２４号

日程第２３．議案第２５号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第２１、議案第２３号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正についてから、日程第２３、議案第２５号五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改

正についてまでの３件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第２１、議案第２３号から日程第２３、議案第２５号までの３件は、これを一括議題とします。

本３件については、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本３件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第２３号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第２４．議案第３２号

日程第２５．議案第３３号

日程第２６．議案第３４号

日程第２７．議案第３５号

日程第２８．議案第３６号

日程第２９．議案第３７号

日程第３０．議案第３８号

○議長（甲斐　政國君）　次に、お諮りします。日程第２４、議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第３０、議案第３８号令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの７件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、日程第２４、議案第３２号から日程第３０、議案第３８号までの７件は、これを一括議題とします。

本７件については、去る３月８日、予算審査特別委員会に付託し、審査を行っておりますので、審査の結果について委員長からの報告を求めます。

予算審査特別委員会、太田保義委員長、御登壇願います。

○予算審査特別委員長（太田　保義君）　予算審査特別委員会委員長の太田保義です。

令和５年の第１回定例会３日目、３月８日に本委員会に付託されました議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、議案第３８号令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの７件について、３月８日から３月１４日までの５日間、関係各課の予算審査を行いました。五ヶ瀬町議会会議規則第４１条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

まず、令和５年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出予算総額は、対前年度プラス４０．０７％、１５億9，８００万円の増となり、５５億8，６００万円となっております。

次に、歳入ですが、町民税、軽自動車税の増により、前年度プラス１．１４％、３３６万7，０００円の増、2億9，９１７万2，０００円となっております。

地方譲与税は、森林環境譲与税の減により、前年度マイナス１．９１％、１７４万4，０００円減の8，９６２万1，０００円となっています。

地方交付税は、前年度プラス４％、８，０００万円増の２０億8，０００万円となっており、歳入の３７．２４％を占めています。

国庫支出金は、災害復旧国庫負担金の大幅な増額により、対前年度プラス１９５．０４％、5億5，２９４万5，０００円増により、8億3，６４４万4，０００円。

県支出金についても、災害復旧費県費補助金等の大幅な増額により、対前年度プラス１８５．１７％、6億6，４６７万4，０００円増の１０億2，３６３万1，０００円となっています。

財産収入は、不動産売払収入に、対前年度プラス５０．１７％、１，５７０万7，０００円増の４，７０１万6，０００円となっております。

寄附金は、地方創生応援税制寄附金の増により、対前年度プラス５７．５％、１，７２５万１，０００円増の４，７２５万３，０００円となっています。

繰入金は、財政調整基金、公共施設等整備基金など、前年度プラス２５．０６％、８，４０３万３，０００円増の４億１，９３８万５，０００円となっています。

町債は、災害復旧債等の増額により、前年度プラス３２．１６％、１億１４０万円増の４億１，６７０万円となっています。

自主財源の占める割合は、収入の歳入の１９．１％、１０億6，７２０万３，０００円、対前年度プラス１８．８１％、２億７２万5，０００円の増となっています。

依存財源の占める割合は、歳入の８０．９０％、４５億1，８７９万7，０００円、対前年度プラス３０．９２％、１３億9，７２７万5，０００円の増となっています。

次に、歳出ですが、予算総額５５億８，６００万円のうち、人件費などの義務的経費が２９．０２％、１６億2，０９４万3，０００円、普通建設事業費、災害復旧事業費などの投資的経費が３７．９８％、２１億２，１３６万４，０００円、一般行政経費が３３％の１８億４，３６９万3，０００円となっています。

令和５年度予算は、１、台風災害・コロナ禍からの再生、２、持続可能な地域づくり、３、暮らしを支えるまちづくり、４、魅力と活力のあるまちづくり、５、健全な行財政運営の５つの柱で構成され、台風災害・コロナ禍からの再生として、台風１４号災害の復旧に１３億４６６万３，０００円、五ヶ瀬町コロナ復興イベント事業補助金に１，０００万円。

持続可能な地域づくりとして、住宅の整備、人口減少対策、結婚及び新婚生活の支援、移住の推進、国際化・情報化教育の充実、持続可能な地域づくりなど7，０２０万１，０００円。

暮らしを支えるまちづくりとして、移動手段の確保、買物困難者への買物支援、防災意識の向上、集落支援員配置などによる地域支援、公共施設の改修、医療の確保、子育て支援、保健衛生など1億1，４２９万9，０００円。

魅力と活力のあるまちづくりとして、農林業の活性化、観光資源の磨き上げ、地域おこし協力隊制度活用による地域振興、高速道路開通に向けた取組、商工業の振興、文化の継承・情報発信など1億2，１７９万円。

健全な行財政運営として、財源確保、第三セクターの経営改善、ＤＸによる事務効率化・住民サービス向上など、２，４６２万7，０００円となっています。

３月１５日の特別委員会においては、付帯意見の集約と採決を行いました。

採決の結果、議案第３２号から議案第３８号までの7件については、全員一致で次に述べる意

見を付して、原案のとおり可決すべきであると確定しました。

以下、付帯意見は次のとおりです。

１、総務課所管事項について。

（１）自治体ＤＸの推進については、町民に分かりやすく説明を行うこと。

（２）職員の接遇能力の増進とスキルアップを図り、町民に信頼される行政機関になるように努めること。

（３）町営住宅については、入居者の意向を尊重した住みやすい環境づくりに努めること。また、新規建設を促進すること。

（４）防火水槽の有蓋化を推進し、事故防止に努めること。

２、企画課所管事項について。

（１）五ヶ瀬町コロナ復興イベントについては、事業計画の早期策定を行い、町民への周知に努めること。

（２）人口減少対策については、規定の概念にとらわれない施策の展開に努めること。

（３）ふるさと応援寄附事業については、さらなるＰＲと五ヶ瀬町ならではの新商品の開発に努めること。

（４）コミュニティバスの運行については、町民の要望に応え、さらなる利用増進に努めること。

（５）地域おこし協力隊の活動の推進を図ること。また、活動報告を行うこと。

（６）移動スーパー事業については、町民のニーズに応えるよう努めること。

３、町民課所管事項について。

（１）納税は町民の義務であることを再確認し、滞納者には厳正な対応を行い、収納率の向上に努めること。

（２）マイナンバーカードについては、交付率の向上に努めること。

４、福祉課所管事項について。

（１）福祉センターの屋根補修については、一部補修４０％施工で計画されているが、全部補修を行うように努めること。

（２）少子化対策として、出産祝い金の見直しを行うこと。

５、農林課所管事項について。

（１）災害復旧事業については、請負業者の体制、担当職員の勤務条件に十分配慮し、早期完成を図ること。

（２）企業版ふるさと納税１，４２５万２，０００円は、企業の意に沿うような施策を展開すること。

（３）森林経営管理制度システムの導入については、予算執行について十分な検討を行うこと。

（４）農家の負担軽減のため、廃プラスチック廃棄費用の助成を検討すること。

（５）生コンの価格高騰に伴い、作業路生コン補助金の見直しを行うこと。

６、建設課所管事項について。

（１）災害復旧事業については、請負業者の体制、担当職員の勤務状況に十分配慮し、早期完成を図ること。

（２）町道未改良路線（区間）について、町民が安全に通行できるように改良を行うこと。

（３）九州中央自動車道の工事が本格的にスタートした。用地交渉や土捨て場確保など事業の推進を図ること。

（４）観光資源である白滝、うのこの滝への道路整備に努めること。

７、会計室について。

（１）基金の計画的な運用に努めること。

８、教育委員会所管事項について。

（１）小・中学校の教育振興費予算については、特段の配慮を行うこと。

（２）坂本小学校グラウンド災害箇所については、さらなる安全対策を講じること。

（３）教職員住宅については、水回りなどの整備を進めること。

９、国民健康保険病院について。

（１）地域住民から信頼される病院経営に努めること。

１０、議会事務局について。

（１）議会の政務調査、要望活動及び交流事業など、議会活動に対する予算の確保に努めること。

以上が付帯意見になります。

最後に、自主財源の乏しい本町においては、ふるさと応援寄附金などの財源を確保するために、職員が力を発揮できるような体制づくりを期待します。

小迫幸弘町長の編成する最初の予算でありますが、５つの柱の下、五ヶ瀬町の現状を把握し、中山間地域の生き残りをかけた重要な施策が組まれています。特に、台風災害・コロナ禍からの再生については、町民の期待が大きい項目であり、健全な行財政運営についても、五ヶ瀬町の将来に負の遺産を残さないように取り組むべき課題であります。

予算の執行につきましては、十分な検討を重ね、町民の意見が反映されますようお願い申し上げます。

以上、予算審査特別委員会委員長報告とします。

○議長（甲斐　政國君）　これで予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告の質疑については、全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。

これから、本７件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第３２号令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号令和５年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号令和５年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

───────────・─────・───────────

日程第３１．議案第３９号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第３１、議案第３９号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件につきましては、去る３月２日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第３９号町道の認定及び廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

───────────・─────・───────────

日程第３２．議案第４０号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第３２、議案第４０号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　議案第４０号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、５，０００万円以上の工事請負契約の締結においては、議会の議決が必要とされております。

本件は、令和４年度・令和４年災第１４５１号１級町道本屋敷・波帰線道路災害復旧工事における工事請負契約であります。

同工事は、令和４年9月の台風１４号により被災を受けた、スキー場へのアクセス道路でもある本屋敷・波帰線の路肩決壊の災害復旧を目的として整備するものであります。

このことについて、令和５年３月１０日、指名競争入札を実施した結果、株式会社矢野興業代表取締役矢野智久を工事候補者と決定しております。

工事請負金額は、７，０４０万円であります。工期は、契約の日から令和５年１０月３１日までとしております。

なお、工期の変更、設計変更に伴う請負金額の１割以内の変更につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分で対応するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第４０号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・――――・―――――――――――――――

日程第３３．発委第１号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第３３、発委第１号五ヶ瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者、議会運営委員会、渡邊孝委員長に提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（渡邊　　孝君）　議会運営委員長の渡邊孝です。

五ヶ瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

令和３年５月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正され、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合されるとともに、令和５年４月１日から地方公共団体の個人情報保護制度についても、個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることとなっております。

しかしながら、地方議会においてはこの共通ルールの適用対象外とされるため、独自の個人情報保護制度を各議会ごとに設ける必要があります。

そこで、共通ルールを踏まえ、町議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、町議会が保有する個人情報についての個人の権利を明らかにすることにより、町議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護するために、五カ瀬町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（甲斐　政國君）　ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

発委第１号五ヶ瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐　政國君）　全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

日程第３４．発議第２号

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第３４、発議第２号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。発議第２号議員派遣につきましては、会議規則第１２９条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決定しました。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

日程第３５．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐　政國君）　次に、日程第３５、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員長、各特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐　政國君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

○議長（甲斐　政國君）　これで、本定例会に付された議事の全部を終了しました。

会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る３月２日から本日まで１６日間にわたり、熱心に御審議を頂き誠にありがとうございました。

町長をはじめ町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力頂きありがとうございました。

ここで、町長から御挨拶を頂きます。町長。

○町長（小迫　幸弘君）　それでは、私のほうから定例会終了に当たりまして、執行部を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして、慎重審議を頂き、また御承認を頂きました。誠にありがとうございました。

本議会で議員各位から出されました御意見等につきましては、しっかりと行政運営に生かしていきたいと考えております。引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ令和４年度も残り僅かとなってまいりました。この間、議員の皆様とは多くの課題につきまして共に悩み、真剣に議論をさせていただきながら、五ヶ瀬町行政を進めることができました。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

２月１日の五ヶ瀬町の推計人口は３，２３８人となりました。想定以上の人口減少が続いている本町にとりまして、今後、持続可能な地域を維持していくためには、私ども行政、そして議会は当然でございますが、それぞれの地域で、それぞれの立場で課題を解決していくことも必要だと改めて感じているところでございます。

コロナ禍ではできなかったイベントや行事、会合を通して、課題の共有や絆の取り戻し、明るい地域づくりを目指したいと考えております。

新年度は、コロナからの復興と台風災害の早期復旧を目指し、今後とも職員一丸となって全力で持続可能なまちづくりに邁進する覚悟でございますので、御理解をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、それぞれの地域で、またそれぞれの立場での御活動がお忙しくなることと存じますが、くれぐれもお体を御自愛頂き、なお一層の御活躍を願っております。

それでは、以上をもちまして、定例会終了に当たっての執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（甲斐　政國君）　町長には、丁重な御挨拶を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に御配慮を頂き、執行の上に十分反映されますよう、お願い申し上げます。

これをもちまして、令和５年第１回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（後藤　重喜君）　御起立ください。一同、礼。

午前10時56分閉会

○ 令和５年第１回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件　名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について	令和５年 ３月２日	同意
議案第 2号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	令和５年 ３月２日	同意
議案第 3号	財産の処分について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第 4号	特に重要な公の施設の廃止について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第 5号	五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例の制定について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第 6号	五ヶ瀬町職員の降給に関する条例の制定について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第 7号	五ヶ瀬町課設置条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第 8号	五ヶ瀬町情報公開条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第 9号	五ヶ瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第10号	五ヶ瀬町職員の再任用に関する条例の廃止について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第11号	五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第12号	五ヶ瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第13号	五ヶ瀬町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第14号	五ヶ瀬町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第15号	五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第16号	五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決
議案第17号	五ヶ瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	令和５年 ３月１７日	原案可決

議案番号	件　名	議決年月日	議決の結果
議案第18号	五ヶ瀬町職員の給与に関する条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第19号	公の施設に関する条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第20号	五ヶ瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第21号	五ヶ瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第22号	五ヶ瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第23号	五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第24号	五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第25号	五ヶ瀬町町営住宅管理条例の一部改正について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第26号	令和４年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について	令和５年３月２日	原案可決
議案第27号	令和４年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について	令和５年３月２日	原案可決
議案第28号	令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	令和５年３月２日	原案可決
議案第29号	令和４年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について	令和５年３月２日	原案可決
議案第30号	令和４年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第４号）について	令和５年３月２日	原案可決
議案第31号	令和４年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について	令和５年３月２日	原案可決
議案第32号	令和５年度五ヶ瀬町一般会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第33号	令和５年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第34号	令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決

議案番号	件　名	議決年月日	議決の結果
議案第35号	令和５年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第36号	令和５年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第37号	令和５年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第38号	令和５年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第39号	町道の認定及び廃止について	令和５年３月１７日	原案可決
議案第40号	工事請負契約の締結について	令和５年３月１７日	原案可決
発委第１号	五ヶ瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	令和５年３月１７日	原案可決
発議第２号	議員派遣について	令和５年３月１７日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

署名議員